

**令和2年度汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に
向けた調査業務報告書**

令和3年3月

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社

はじめに

汚水処理施設の整備・運営管理は、地域の実情に応じた効率的かつ適正な手法により実施されることが重要である。浄化槽は、従来から下水道等と並び生活排水対策の柱の一つとして位置付けられているが、個別分散型汚水処理施設であることから、短期間でかつ比較的少ない費用で設置できる等の様々な特徴を有しており、汚水処理施設の効率的な整備・運営管理の実施にあたって果たす役割は非常に大きいとされている。浄化槽がこのような役割を果たしていくためには、浄化槽に係る情報を的確に把握した上で、効率的な整備・運営管理の実施に資する施策の検討等が必要である。

本調査業務で求められることは、効率的な整備・運営管理の実施に資する施策の検討に向けた正確・精緻な基礎情報の収集・把握である。（下図参照）

この目的を達成し、さらにその精度・効率性を向上させていくために、特に次の3点が求められる。

- 正確・精緻な基礎情報の把握に向けた調査手法の改善
- 多くの関係者が基礎情報を早期に入手・活用可能とするための工程管理
- 都道府県・環境省の作業負担軽減、調査全体の効率性向上

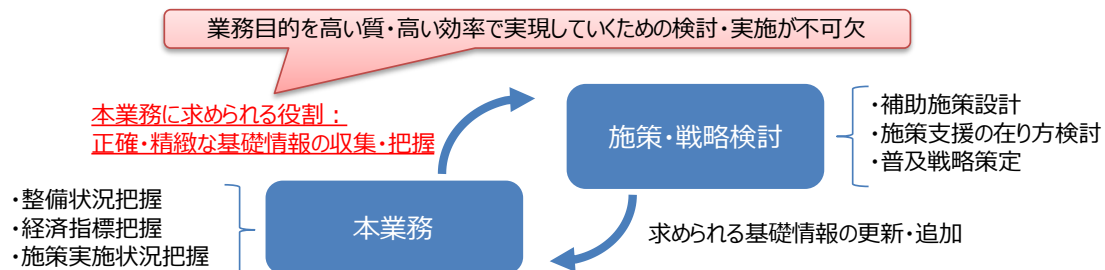


図 汚水処理施設の効率的な整備・運用に向けた本業務の役割・位置づけ

本調査業務では、全国の自治体における浄化槽に関する情報を取りまとめ、汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に向けた施策を検討するための基礎資料を作成した。

目次

1. 浄化槽に関する調査	1
1.1 調査実施計画の作成.....	1
1.2 浄化槽等の普及状況等に関する調査.....	16
1.3 浄化槽の指導普及に関する調査.....	22
1.4 調査の進捗管理.....	37
1.5 過年度調査結果との比較分析.....	37
1.6 次年度調査に向けた検討.....	51
2. 浄化槽の効率的な整備・運営管理に向けた分析	56
3. まとめと今後の課題	64
3.1 まとめ.....	64
3.2 今後の課題.....	64

目次

図 1-1	No_12_Data_Copy 関数のフローチャート	11
図 1-2	No_12_Check のフローチャート 1	12
図 1-3	No_12_Check のフローチャート 2	13
図 1-4	No_12_Check のフローチャート 3	14
図 1-5	No_12_Check のフローチャート 4	15
図 1-6	指導普及調査フロー	22
図 2-1	浄化槽の設置基数の推移	57
図 2-2	合併処理浄化槽の設置基数の推移	58
図 2-3	合併処理浄化槽の新設基数の推移	58
図 2-4	構造基準・人槽別浄化槽設置基数（令和元年度末）	60
図 2-5	建築用途別の浄化槽設置割合	60
図 2-6	法定検査の受検率の推移	61
図 2-7	11 条検査不適正事項のうち、漏水の検出事例の経年推移	63

表目次

表 1-1	調査票修正内容（都道府県調査票）	2
表 1-2	調査票修正内容（都道府県以外）	5
表 1-3	今年度から過年度比較チェックを自動化した設問項目	10
表 1-4	全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧（令和元年度末）	17
表 1-5	指導普及調査の調査項目一覧（令和 2 年度）	23
表 1-6	過年度との調査項目の比較	24
表 1-7	地方公共団体が認識している課題（法的整備の課題・要望等）	26
表 1-8	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等	28
表 1-9	市町村設置型の実施が困難な理由（市町村回答）	34
表 1-10	市町村設置型の実施が困難な理由に係る特徴的な回答	35
表 1-11	過年度比較チェック基準	37
表 1-12	4(1)の基準値（処理方式別浄化槽全設置基数（旧構造基準））	40
表 1-13	4(2)の基準値（人槽区分別浄化槽全設置基数（旧構造基準））	40
表 1-14	4(3)の基準値 1（処理方式別浄化槽全設置基数（新構造基準））	40
表 1-15	4(3)の基準値 2（処理方式別浄化槽全設置基数（新構造基準））	40
表 1-16	4(3)の基準値 3（処理方式別浄化槽全設置基数（新構造基準））	41
表 1-17	4(4)の基準値（人槽区分別浄化槽全設置基数（新構造基準））	41
表 1-18	4(5)の基準値（処理方式別浄化槽全設置基数）	41
表 1-19	4(6)の基準値（人槽区分別浄化槽全設置基数）	41
表 1-20	4(7)の基準値（建築用途別浄化槽設置基数）	42
表 1-21	6(1)1)の基準値（行政処分の件数 浄化槽法第 5 条、第 12 条関係）	42
表 1-22	6(1)2)の基準値（行政処分の件数 浄化槽法第 7 条の 2、第 12 条の 2 関係）	42
表 1-23	6(1)3)の基準値（行政処分の件数 浄化槽法第 53 条又は条例関係）	43

表 1-24	6(2)の基準値 1 (行政処分を行った根拠)	43
表 1-25	6(2)の基準値 2 (行政処分を行った根拠)	43
表 1-26	7 の基準値 1 (浄化槽関係業者数)	44
表 1-27	7 の基準値 2 (浄化槽関係業者数)	44
表 1-28	16 の基準値 (国庫助成による浄化槽整備実績)	44
表 1-29	20 の基準値 (地方公共団体が所有する浄化槽の状況)	45
表 1-30	整合性チェック基準 (視認)	46
表 1-31	自動化ツールの整合性チェック基準 (全調査票共通)	48
表 1-32	自動化ツールの整合性チェック基準 (都道府県調査票)	49
表 1-33	自動化ツールの整合性チェック基準 (都道府県調査票以外)	50
表 1-34	円滑化に資する調査項目別改善策	51
表 1-35	令和 3 年度における調査項目の案	54
表 2-1	令和元年度における都道府県別浄化槽の設置状況等	56
表 2-2	構造基準・人槽別浄化槽設置基数 (令和元年度末)	59
表 2-3	法定検査の受検率の推移	61
表 2-4	設置基数・設置割合・新設基数・法定検査受検率の状況 (令和元年度末)	62

- 調査業務の実施体制

本調査業務は以下に示す体制にて実施した。

- ▶ 発注者：環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
- ▶ 受注者：エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社
 - 業務責任者：サステナビリティ事業部 三堀純
 - 統括責任者：サステナビリティ事業部 部長 宮原紀壽

- スケジュール

本調査業務は令和2年4月～令和3年3月の間、次頁に示す実施計画にて業務を行った。

1. 浄化槽に関する調査

1.1 調査実施計画の作成

本調査業務では、普及状況等調査及び浄化槽の指導普及に関する調査について実施計画を作成し、実施計画に基づき調査を実施した。工程別の計画・実施事項を以下に示す。

1.1.1 浄化槽等の普及状況等調査

(1) 調査票記入・受領・集約工程

調査票の誤記入、記入すべき箇所の無記載などを記入者が確認できるセルフチェックプログラム（以下、「セルフチェックマクロ」という。）を含んだ調査票を作成した。

調査票の配布、受領は環境省にて実施し、受注者は環境省より適宜、回収調査票の転送を受けた。

(2) 集計工程

本調査では、都道府県において市町村別個票データを集約する工程があり、集約・集計工程が複数回ある。可能な限り集計工程において手作業ではなく自動化することが転記・集計のミス削減につながることから、以下の方法にて効果的・効率的に遂行することとした。

- 市町村別個票の転記・集約・集計工程について、エクセルマクロを用いて自動化ツールを作成した。
- 資料作成後のエラーチェック工程の数値整合性の確認に活用するため、転記・集約工程の完了した中間データを別途整理した。

(3) エラーチェック工程

集計結果のエラーチェックは前年度データとの突合によって実施した。データ突合は、各データ（汚水処理区域別・処理施設・整備事業別、人口・基数）を比較して確認した。

1.1.2 浄化槽の指導普及に関する調査

(1) 調査設計

令和2年4月の中核市移行に伴い、以下の市町村については市町村調査票から保健所設置市調査票へ回答調査票を変更した。

- 茨城県 水戸市
- 大阪府 吹田市

また、調査票の内容に関し、以下の点を修正した。

表 1-1 調査票修正内容（都道府県調査票）

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
6	A1	6. 行政処分等の件数及び根拠	6. 行政処分等の件数及び根拠（都道府県は、保健所設置市については記入しないでください）	注意事項追記
7	G19	=SUM('4 (1) ①'!J14:P14,'4 (1) ②'!M31:S31)		「技術管理者」の「設置義務対象浄化槽数」の式削除 セルを黄色（要記入）にする
7	G16	設置義務対象浄化槽数	設置義務対象浄化槽数（500人槽以上の浄化槽基数） ※保健所設置市分を除く	項目名補足
11	A11	②検査の料金	②検査の料金 ※単位（円）を除き、数値のみご記入ください	注意補足
11	A30	③検査体制	②検査の料金 ※単位（人）を除き、数値のみご記入ください	注意補足
16	A2	【令和元年度設置の（新設）の全浄化槽について】 先進的省エネ型浄化槽の設置基数は、別表の性能を満たしている浄化槽の設置基数を記入してください。		回答欄削除に伴い指示文削除
16	AT 列	先進的省エネ型浄化槽の設置基数		回答欄削除
17 (2)	A3		※補助制度がない市町村の回答は集計不要です。 ただし、「既設単独処理浄化槽の撤去」と「汲み取り便槽の撤去」の両方または一方において「制度の有無」を未回答の市町村が有る場合、その市町村名のみ記載してください。（疑義の対象となります）	指示文追記
18 (1)	A3	・市町村（権限委譲市含む）用調査票、保健所設置市用調査票、特別区用調査票の 18 (1) シートにおいて、以下回答のあった市町村名のご記入をお願い致します。 *「平成 27 年度に国庫助成事業（市町村設置型・個人設置型）を実施した」の問いに対し、「3：予算措置をして	・「18 (2)、(3)（都道府県集計用）」シートに市町村（特別区、保健所設置市）の回答を値のみ貼付後、AF 列（「総合判定」欄）において「把握している」と記載がある市町村名をフィルターで抽出し、ご記入をお願い致します。	指示文変更

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
		いたが実績0だった」と回答の市町村名 *「平成27年度設置の浄化槽(国庫助成設置)の法定検査実施状況を把握しているかどうか(一部把握、全部把握を問わず)」の問いに対し、「1:7条検査の実施状況のみ把握している」、「2:11条検査の実施状況のみ把握している」、「3:7条検査・11条検査の両方について実施状況を把握している」と回答の市町村名		
18(2)、 18(3) (都道府 県集計 用)	AC列		(1)記載H28年度事業実施状況	新規項目追加
	AD列		(1)記載検査把握状況	
	AE列		(2)(3)による判定	
	AF列		総合判定	
18(2)、 18(3) (都道府 県集計 用)	コメント ボックス	【入力する際は、邪魔にならない場所へこのテキストボックスを移動してください】 市町村用ファイルの「18(2)、(3)(都道府県集計用)」シート7行目をコピー ↓ 本シートの7行目から順に「値を貼り付け」してください。	【入力する際は、邪魔にならない場所へこのテキストボックスを移動してください】 全市町村用ファイルの「18(2)、(3)(都道府県集計用)」シート7行目(A列~AF列)をコピー ↓ 本シートの7行目から順に「値を貼り付け」してください。	指示文補足
19(1)	A3		【浄化槽台帳の有無】において「有り」を選択した場合、以下設問について回答してください。	指示文追加
19(1)	A3		【法改正に基づく浄化槽台帳の更新】 法改正に基づく浄化槽台帳の更新予定の有無について、令和2年度7月末現在の状況を回答してください。 更新予定が「有り」の場合は、更新予定時期(年又は年月)の目安を記入してください。	項目追加に伴う指示文追加
19(1)	X列・Y列		法改正に基づく浄化槽台帳の更新 (令和2年度7月末現在)	項目追加

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
19 (2)	A3		【市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無】において「有り」を選択した場合、以下設問について回答してください。	指示文追加
19 (2)	A3		【法改正に基づく浄化槽台帳の更新】 法改正に基づく浄化槽台帳の更新予定の有無について、令和2年度7月末現在の状況を回答してください。 更新予定が「有り」の場合は、更新予定時期（年又は年月）の目安を記入してください。	項目追加に伴う指示文追加
19 (2)	W列・X列		法改正に基づく浄化槽台帳の更新 (浄化槽台帳の作成・管理の権限移譲を受けている市町村に限る) (令和2年度7月末現在)	項目追加
21				設問新設
22 (1)	A3	一括契約の推進に向けた取組を行っている市町村数及び市町村名を回答してください。	一括契約の推進に向けた取組を行っている市町村数及び市町村名を回答してください。 ※過年度の回答状況については下記をご参照ください。 (内容の更新有無は必ずご確認ください) http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chousa/h30/00_h30all.pdf	参照元追記
23 (1)	A3	浄化槽の放流水放流先の水域について、放流を認める場合に法令などによって何らかの条件を課すなど、放流水域に対する規制を定めている自治体数と自治体名を回答してください。	浄化槽の放流水放流先の水域について、放流を認める場合に法令などによって何らかの条件を課すなど、放流水域に対する独自の規制を定めている自治体数と自治体名を回答してください。 ※国が定める法令（浄化槽法、水質汚濁防止法、下水道法、河川法、道路法等）は含めないでください。 ※過年度の回答状況については下記をご参照ください。 (内容の更新有無は必ずご確認ください)	説明補足 参照元追記

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
			http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chousa/h30/00_h30all.pdf	
24 (1)	A3	浄化槽を長期間使用しないといった場合に、独自に浄化槽の休止に関する取り扱い等を定めている自治体の数と自治体名を回答してください。	浄化槽を長期間使用しないといった場合に、独自に浄化槽の休止に関する取り扱い等を定めている自治体の数と自治体名を回答してください。 ※過年度の回答状況については下記をご参照ください。 (内容の更新有無は必ずご確認ください) http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chousa/h30/00_h30all.pdf	参照元追記
26				設問新設
27				設問新設
28 (2)	A3	市町村において浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）の実施が困難な場合の理由について回答してください。	市町村設置型の実施が困難な場合の理由について回答してください。	

表 1-2 調査票修正内容（都道府県以外）

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
調査項目	E 列			「調査頻度」の列を挿入
9(1) 入力シート	H5、Q5	平成 30 年度 設置基数	令和元年度末 全設置基数	記載内容補足
16	A2	【令和元年度設置の（新設）の全浄化槽について】 先進的省エネ型浄化槽の設置基数は、別表の性能を満たしている浄化槽の設置基数を記入してください。		回答欄削除に伴い説明も削除
16	AT 列	先進的省エネ型浄化槽の設置基数		回答欄削除
17 (2)	A3	【制度の有無】 制度の有無を選択してください。	【制度の有無】 制度の有無を選択してください。（回答必須）	（回答必須）を追記

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
17 (2)	D7	制度の有無	制度の有無 (回答必須)	(回答必須) を追記
18 (2) 、 18 (3)	B3		・「全基について把握していない」場合は、個人設置型 (A) 及び市町村設置型 (B) の設置基数のみご記入ください。	説明追記
18 (2) 、 18 (3)	Q16、Q31	把握していない	全基について把握していない	記載内容補足
18 (3)	B28	※18 (2) もご回答頂いている場合は、お手数ですが上記の「個人設置型 (A)」と「市町村設置型 (B)」にも 18 (2) と同じ数値をご記入ください。		削除
18 (2) 、 18 (3) (都 道府県集 計用)	AC4 ~ AC5		項目名 : (1)記載 H28 年度事業実施状況 回答欄 : =IF(ISBLANK('18 (1) !\$C\$8),"",IF('18 (1) !\$C\$8="3 : 予算措置をしていたが実績 0 だった","実績 0",IF('18 (1) !\$C\$8="2 : いいえ","未実施","1 基以上設置"))))	18 (1) の回答内容を一覧に反映させる項目を追加。事業実施状況を、「1 基以上設置」「実績 0」「未実施」の 3 回答で表示。
18 (2) 、 18 (3) (都 道府県集 計用)	AD4 ~ AD5		項目名 : (1)記載検査把握状況 回答欄 : =IF(ISBLANK('18 (1) !\$C\$14),"",IF('18 (1) !\$C\$14='18 (1) !\$C\$20,"把握していない","把握している"))	18 (1) の回答内容を一覧に反映させる項目を追加。検査把握状況を「把握している」「把握していない」の 2 回答で表示。
18 (2) 、 18 (3) (都 道府県集 計用)	AE4 ~ AE5		項目名 : (2) (3) による判定 回答欄 : =IF(COUNTIF(C7:D7,"○")+COUNTIF(I7:J7,"○")+COUNTIF(Q7:R7,"○")+COUNTIF(W7:X7,"○")>0,"把握している",IF(COUNTIF(E7,"○")+COUNTIF(K7,"○")+COUNTIF(S7,"○")+COUNTIF(Y7,"○")>0,"把握していない",""))	(2) (3) の回答内容を総合する項目を追加。(2) (3) の「受検状況の把握」欄の「全基について把握」「一部について把握」の 1 つにでも「○」がついていれば「把握している」と表示。
18 (2) 、 18 (3) (都 道府県集 計用)	AF4 ~ AF5		項目名 : 総合判定 回答欄 : =IF(AC7="実績 0","把握している",IF(AC7="未実	(1) ~ (3) の記載内容をチェックし、問題がなければ

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
道府県集計用)			施",IF(AE7<>"","疑義有り","疑義無し"),IF(AC7="1 基以上設置",IF(AD7="把握している",IF(AE7="把握している","把握している","疑義有り"),IF(AE7="把握していない","疑義無し","疑義有り"))))	「把握している」「疑義無し」を表示させ、問題が有る場合は「疑義有り」を表示。都道府県には「把握している」と回答の市町村名を(1)に記載して頂く。
19(市町村)	A3	【注意事項】 昨年度の調査項目「都道府県が作成・管理する浄化槽台帳の有無」は今年度から回答不要となりました。シートの構成が変更となっていますので、昨年度の回答をコピーして回答欄に貼り付ける場合はご注意ください。		注意事項削除
19(市町村)	A3	【市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無】 市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無について回答してください。	【市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無】 市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無について回答してください。(回答必須) 【市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無】において「有り」を選択した場合、以下設問について回答してください。	(回答必須)を追記 説明補足
19(市町村)	A3		【法改正に基づく浄化槽台帳の更新】 浄化槽台帳の作成・管理について都道府県より権限移譲を受けている市町村は、法改正に基づく浄化槽台帳の更新予定の有無について、令和2年度7月末現在の状況を回答してください。 更新予定が「有り」の場合は、更新予定時期(年又は年月)の目安を記入してください。	新規項目追加に伴う説明追加
19(市町村)	C6	市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無	市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無(回答必須)	(回答必須)を追記
19(市町村)	W列・X		法改正に基づく浄化槽台帳の更新	新規項目追加

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
村)	列		(浄化槽台帳の作成・管理の権限移譲を受けている市町村に限る) (令和2年度7月末現在)	
21	全ページ			設問を新設
22 (1)	A3	一括契約の推進に向けた取組を行っているか回答してください。	一括契約の推進に向けた取組を行っているか回答してください。(回答必須) ※過年度の回答状況については下記をご参照ください。(内容の更新有無は必ずご確認ください) http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chousa/h30/00_h30all.pdf	(回答必須)を追記 参照元追記
22 (1)	C5	一括契約の推進に向けた取組を行っている	一括契約の推進に向けた取組を行っている(回答必須)	(回答必須)を追記
23 (1)	A3	浄化槽の放流水放流先の水域について、放流を認める場合に法令などによって何らかの条件が課せられている場合、水域毎に規制の有無を回答してください。 【規制の有無】 放流規制の根拠となる法令、条例、要綱等の有無を回答してください。	浄化槽の放流水放流先の水域について、放流を認める場合に法令などによって何らかの条件が課せられている場合、水域毎に規制の有無を回答してください。(回答必須) 【規制の有無】 放流規制の根拠となる、市町村独自に定めている条例や要綱等の有無を回答してください。 国が定める法令(浄化槽法、水質汚濁防止法、下水道法、河川法、道路法等)は含めないでください。 ※過年度の回答状況については下記をご参照ください。(内容の更新有無は必ずご確認ください) http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chousa/h30/00_h30all.pdf	(回答必須)を追記 文言修正 参照元追記
23 (1)	C5	規制の有無	規制の有無(回答必須)	(回答必須)を追記
24 (1)	A3	浄化槽を長期間使用しないといった場合に、独自に浄化	浄化槽を長期間使用しないといった場合に、独自に浄化	(回答必須)を追記

シート	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
		槽の休止に関する取り扱い等を定めているか回答してください。	槽の休止に関する取り扱い等を定めているか回答してください。(回答必須) ※過年度の回答状況については下記をご参照ください。 (内容の更新有無は必ずご確認ください) http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chousa/h30/00_h30all.pdf	参照元追記
24 (1)	C6	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている(回答必須)	(回答必須)を追記
25 (1)	A3	NPOや地域の活動等による環境保全活動や環境教育活動等と連携し、浄化槽の普及や適正な維持管理の推進に資する取組(水環境保全の普及啓発事業等他の事業の一部として行うものでも可)を行っている地方公共団体について回答してください。	NPOや地域の活動等による環境保全活動や環境教育活動等と連携し、浄化槽の普及や適正な維持管理の推進に資する取組(水環境保全の普及啓発事業等他の事業の一部として行うものでも可)を行っている地方公共団体について回答してください。(回答必須)	(回答必須)を追記
25 (1)	C5	NPO等による環境保全活動や環境教育活動等と連携し、浄化槽の普及や適正な維持管理の推進に資する取組を行っているか	NPO等による環境保全活動や環境教育活動等と連携し、浄化槽の普及や適正な維持管理の推進に資する取組を行っているか(回答必須)	(回答必須)を追記
25 (1)	A3	(1)で「はい」と記入した場合、貴市町村で取り組んでいる活動について、参考になるものを下記事項について記入してください。	(1)で「はい」と回答した市町村において、具体的な取組内容を回答してください。	文言修正
26	全ページ			設問を新設
28 (2)	A3	市町村において浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)の実施が困難な場合の理由について回答してください。	市町村設置型の実施が困難な場合の理由について回答してください。	

(2) 集計工程

都道府県集計前に、各都道府県調査票において市町村集計の実施有無を確認し、状況を一覧表にまとめた。その後、市町村集計が未着手の都道府県において、エクセルマクロの自動化ツールを用いて集計を実施した。

(3) エラーチェック工程

集計結果のエラーチェックは、調査票内の整合性チェック（以下、「整合性チェック」という。）と過年度データとの突合による比較チェック（以下、「過年度比較チェック」という。）の2段階で実施した。

調査票内の整合性チェックは、エクセルマクロによる自動化ツール（昨年度導入）と視認で実施した。過年度比較チェックは昨年度から導入したエクセルマクロによる自動化ツールによる対象設問を拡大した。

表 1-3 今年度から過年度比較チェックを自動化した設問項目

設問 No.	設問
12.	浄化槽設置整備事業の実施状況
14.	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況
18.	国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の把握について

1) 過年度比較チェックの基準値設定

設問別に過年度比較チェックを行うにあたり、年度間差分について基準値を設定した。基準値は、4年度分の前年度差分平均の5%を上回る年度間差分とした。

2) 自動化ツールのフローチャート

次頁以降に自動化ツールのフローチャートを示す。



図 1-1 No_12_Data_Copy 関数のフローチャート

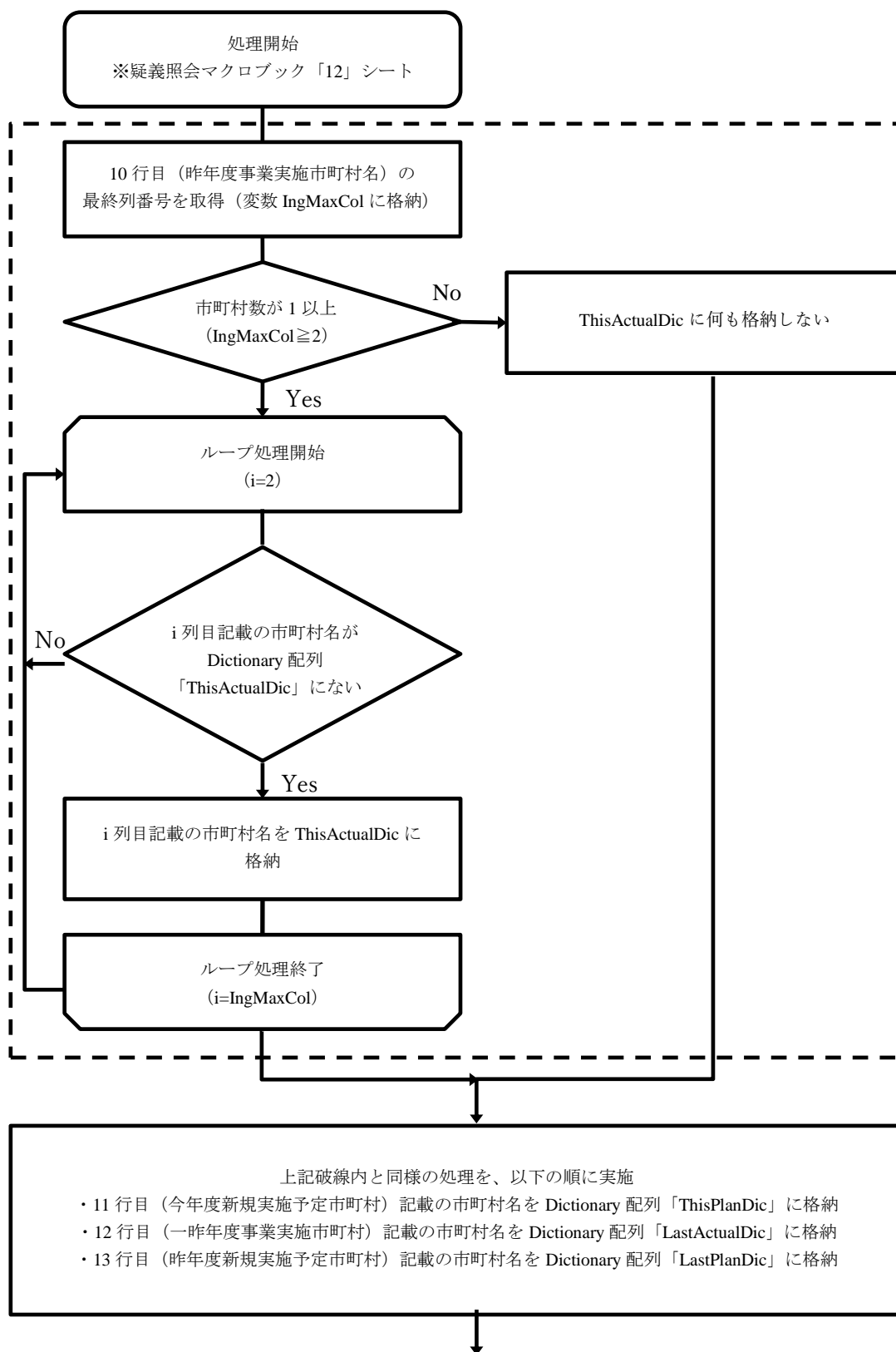


図 1-2 No_12_Check のフローチャート 1

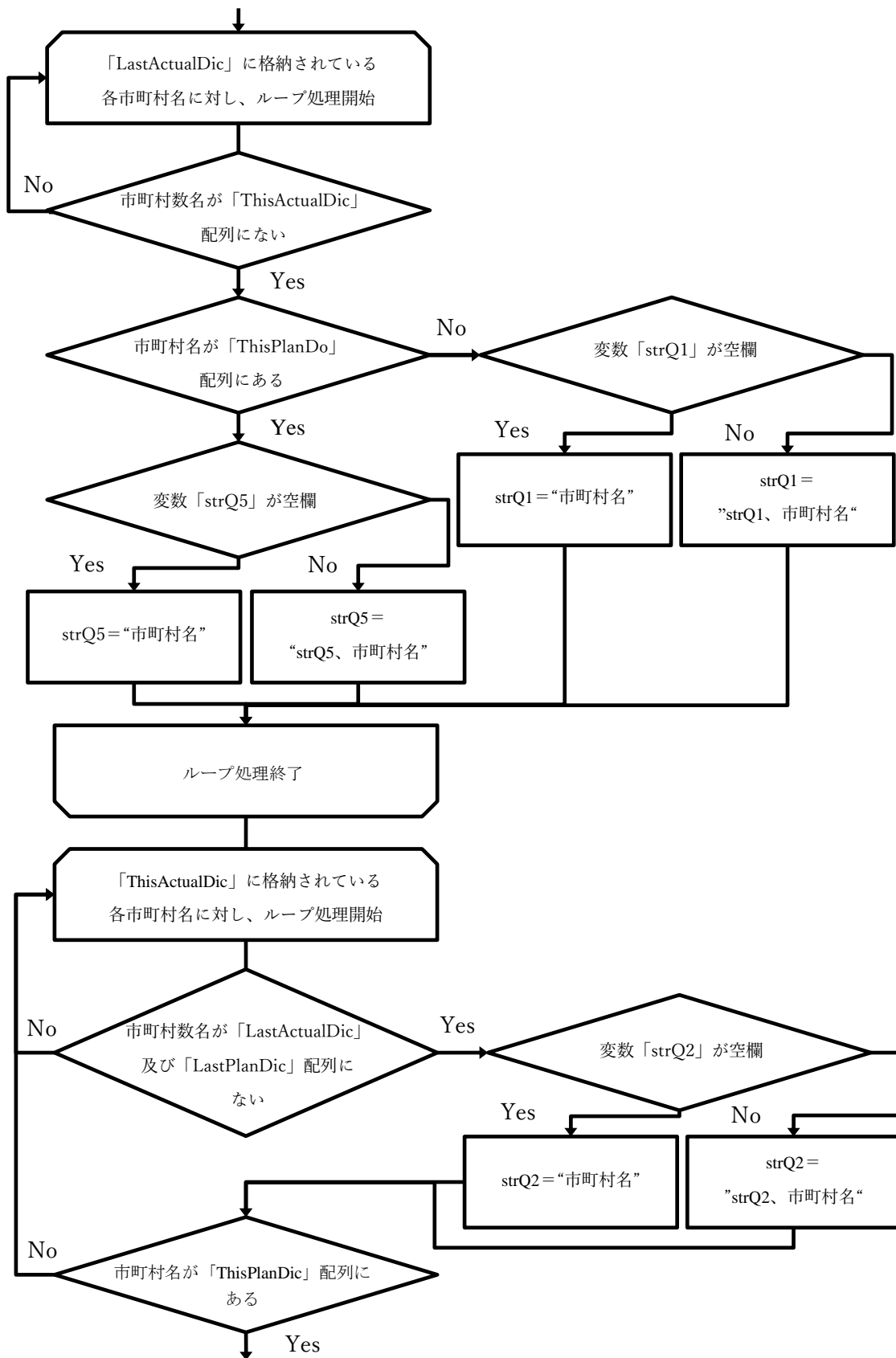


図 1-3 No_12_Check のフローチャート 2

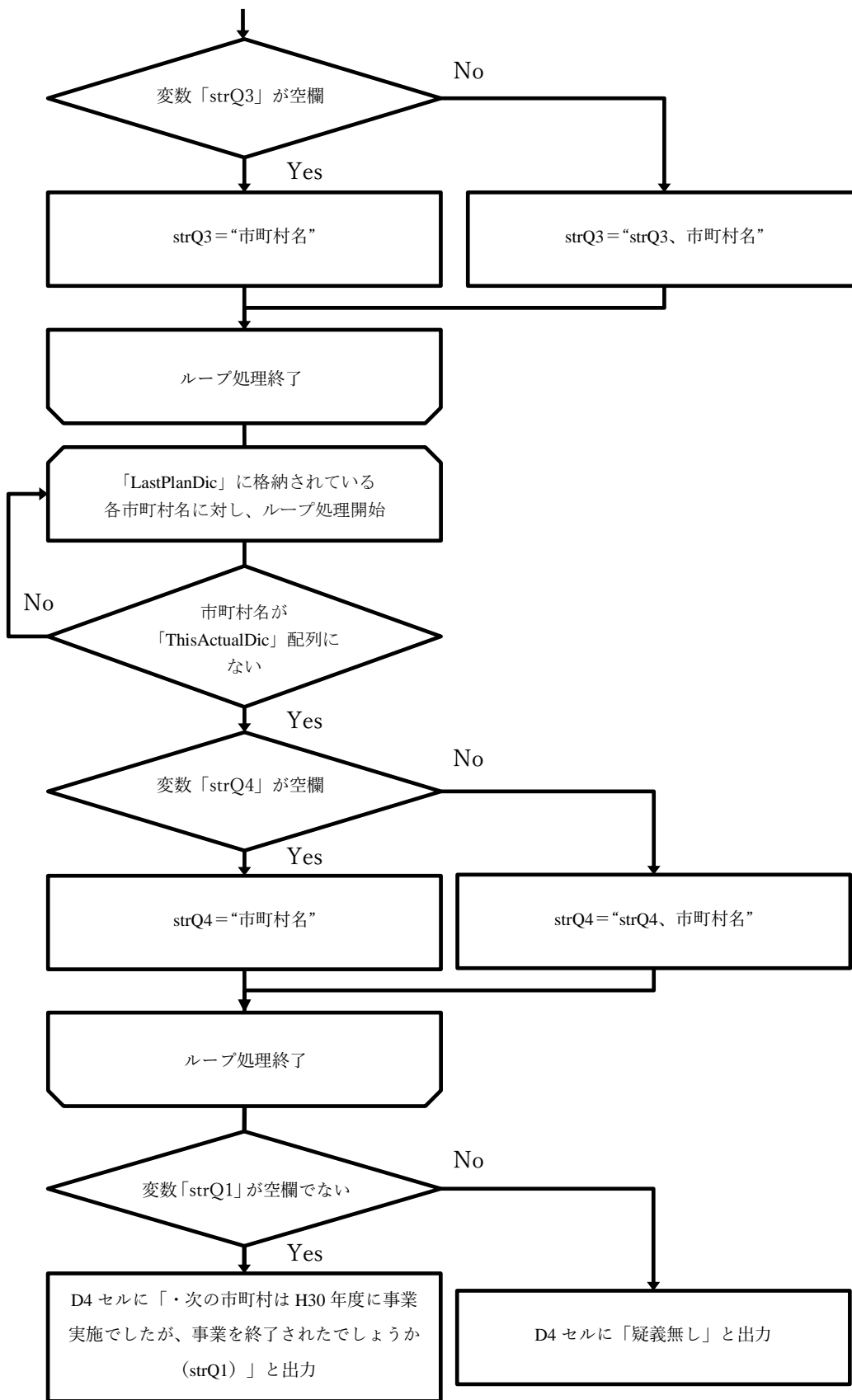


図 1-4 No_12_Check のフローチャート 3

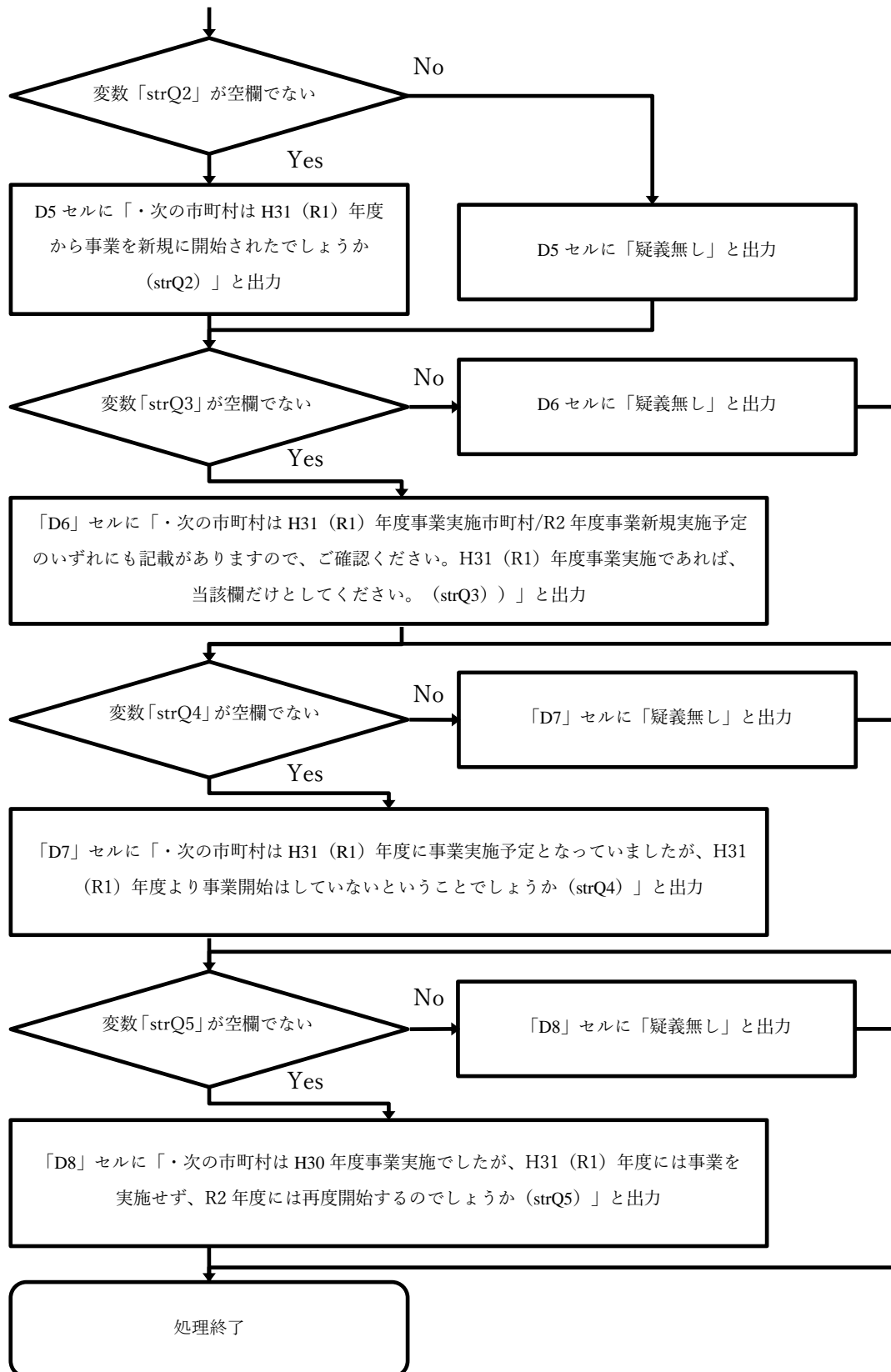


図 1-5 No_12_Check のフローチャート 4

1.2 浄化槽等の普及状況等に関する調査

浄化槽等の普及状況等に関する調査結果について、公表資料の取りまとめ、データチェックを行った。データ集約から集計結果作成までの実施内容を以下に示す。

1.2.1 市町村データの集約

市町村データを都道府県集約表に集約し、その都道府県集約表のデータを1つの全国集約表に集約した。集約作業においては、エクセルマクロにて自動化ツールを作成し、そのツールを用いて集約を行った。

1.2.2 集計データのチェック

全国集計表について、以下の2つのチェックを行った。なお、チェック作業は自動化ツールを用いて行った。エラーがあった項目はエラーリストとして抽出されるよう設計したものを、エラー抽出の抜け漏れがないよう配慮した。

(1) 整合性チェック

全国集計表の小計・合計の項目について、内訳となる項目の値を足しあげた値と一致しているかを確認した。値が一致していない場合、エラーリストに転記されるよう設計した。

また、合併処理浄化槽処理人口と、各事業合計値（市町村設置型人口、個人設置型人口、独自設置人口等の合計）が一致するかなど、資料内での整合性チェックを行った。

(2) 対前年度比差分率チェック

前年度データと今年度データの差分をとり、対前年度比差分率を算出し、その比率が指定した値以上になっていないかを確認した。指定した値以上であった場合、エラーリストに転記されるよう設計した。

1.2.3 公表資料の作成

以下の公表資料を作成した。

(1) 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧（令和元年度末）

調査結果（令和元年度末の汚水処理人口普及率）を用いて、次頁に示す表を作成した。表を掲載した資料は、令和2年9月4日に公表された。

表 1-4 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覽（令和元年度末）
（令和 2 年 9 月 4 日公表資料参考 3）

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覽（令和元年度末）

参考 3

北海道		市町村別 浄化槽		市町村別 浄化槽		市町村別 浄化槽	
市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
札幌市	0.1%	下川町	13.6%	西目屋村	0.0%	女川町	9.3%
函館市	1.3%	美深町	11.9%	藤崎町	1.1%	南三陸町	64.7%
小樽市	0.1%	音威子府村	9.1%	大鰐町	18.3%	宮城県	6.9%
旭川市	1.2%	中川町	11.4%	田舎館村	0.9%	秋田県	
室蘭市	0.2%	幌加内町	31.0%	板柳町	4.7%	市町村名	浄化槽
釧路市	0.3%	増毛町	6.5%	鶴田町	0.6%	秋田市	1.9%
帯広市	1.9%	小浜町	6.0%	中泊町	7.9%	能代市	23.7%
北見市	2.3%	苫前町	3.5%	野辺地町	61.8%	横手市	20.6%
夕張市	26.4%	羽幌町	1.6%	七戸町	36.3%	大館市	13.0%
岩見沢市	4.6%	初山別村	16.4%	六戸町	18.9%	男鹿市	4.3%
網走市	5.1%	遠別町	12.3%	横浜町	32.3%	湯沢市	22.9%
留萌市	2.6%	天塩町	6.5%	東北町	29.1%	鹿角市	13.3%
苫小牧市	0.8%	猿払村	17.0%	六ヶ所村	3.2%	由利本荘市	13.2%
稚内市	3.5%	浜頓別町	6.5%	おいらせ町	19.2%	湯上市	1.1%
美瑛市	3.5%	中頓別町	8.4%	大間町	9.3%	大仙市	17.1%
戸別市	2.2%	枝幸町	8.3%	東通村	10.2%	北秋田市	12.7%
江別市	1.5%	豊富町	9.2%	風間浦村	28.9%	にかほ市	3.6%
赤平市	1.8%	礼文町	12.2%	佐井村	4.8%	仙北市	22.2%
紋別市	2.2%	利尻町	3.7%	三戸町	15.7%	小坂町	15.0%
士別市	10.6%	利尻富士町	1.0%	五戸町	10.8%	上小阿仁村	12.0%
名寄市	9.4%	幌延町	17.2%	田子町	55.5%	藤里町	13.4%
三笠市	0.0%	美幌町	5.9%	南部町	19.7%	三種町	9.2%
根室市	4.2%	津別町	14.3%	階上町	25.4%	八峰町	1.4%
千歳市	1.2%	斜里町	10.7%	新郷村	5.7%	五城目町	8.6%
滝川市	1.6%	清里町	21.6%	青森県	10.1%	八戸市	0.3%
砂川市	3.1%	小清水町	26.5%	岩手県		井川町	2.8%
歌志内市	0.0%	訓子府町	21.2%	盛岡市	3.9%	大湯村	0.0%
深川市	11.0%	蘆戸町	13.7%	宮古市	15.2%	美郷町	43.4%
富良野市	9.7%	佐呂間町	26.1%	大船渡市	30.4%	羽後町	15.4%
登別市	1.2%	遠軽町	4.3%	花巻市	11.0%	東成瀬村	85.2%
恵庭市	1.4%	湧別町	19.3%	北上市	7.6%	秋田県	11.4%
伊達市	4.2%	滝上町	8.1%	久慈市	12.8%	山形県	
北広島市	0.7%	興部町	3.6%	遠野市	24.4%	市町村名	浄化槽
石狩市	2.6%	西興部村	4.7%	一関市	23.9%	山形市	0.1%
北斗市	1.5%	雄武町	7.4%	陸前高田市	33.2%	米沢市	20.5%
当別町	3.5%	大空町	23.9%	釜石市	13.1%	鶴岡市	2.5%
新篠津村	45.6%	豊浦町	14.5%	二戸市	16.4%	酒田市	3.9%
松前町	22.9%	壮瞥町	19.4%	八幡平市	16.6%	新庄市	14.9%
福島町	21.8%	白老町	3.5%	奥州市	17.2%	寒河江市	11.4%
知内町	12.6%	厚真町	43.4%	滝沢市	17.3%	上山市	9.5%
木古内町	3.0%	洞爺湖町	9.1%	雫石町	14.6%	村山市	5.5%
七飯町	1.8%	安平町	9.8%	岩手町	20.8%	長井市	18.8%
鹿部町	22.0%	ひがし町	17.4%	茶波町	13.8%	天童市	0.6%
森町	3.7%	日高町	6.8%	矢巾町	2.1%	東根市	4.5%
八雲町	2.4%	平取町	32.7%	西和賀町	16.4%	尾花沢市	41.0%
長万部町	8.1%	新田町	23.4%	金ケ崎町	6.7%	南陽市	21.7%
江差町	13.8%	浦河町	10.3%	平泉町	20.7%	山辺町	1.3%
上ノ国町	2.9%	様似町	9.5%	住田町	23.5%	中山町	0.1%
厚沢部町	26.8%	えりも町	14.6%	大槌町	6.4%	河北町	5.3%
乙部町	5.4%	新ひだか町	7.6%	山田町	14.8%	西川町	27.6%
奥尻町	12.3%	音更町	6.7%	岩泉町	21.5%	朝日町	68.7%
金谷町	17.4%	土曜町	20.7%	田野畑村	17.7%	大江町	26.5%
せたな町	4.3%	上士幌町	14.0%	普代村	32.2%	大石田町	3.7%
島牧村	46.1%	鹿追町	31.1%	軽米町	21.8%	金山町	27.9%
寿都町	25.6%	新得町	13.1%	野田村	6.5%	殿上町	31.7%
黒松内町	13.3%	清水町	16.3%	九戸村	25.6%	舟形町	3.9%
蘭越町	39.5%	芽室町	18.4%	野浮町	22.1%	真室川町	39.5%
二七〇町	28.5%	中札内村	25.1%	一戸町	13.2%	大蔵村	27.6%
真狩村	18.0%	栗別村	31.0%	岩手県	13.5%	鮎川村	27.4%
留寿都村	15.4%	大瀬町	12.0%	宮城県		戸沢村	21.0%
喜茂別町	11.4%	広尾町	6.3%	仙台市	0.6%	高島町	12.8%
京極町	12.9%	藤沢町	8.4%	石巻市	8.2%	川西町	32.5%
俄知安町	7.6%	池田町	13.7%	塩釜市	0.3%	小国町	14.2%
共和町	7.5%	豊頃町	24.6%	気仙沼市	30.0%	白鷹町	17.8%
岩内町	2.9%	本別町	16.6%	白石市	17.6%	飯登町	14.6%
泊村	1.4%	足寄町	7.5%	名取市	4.8%	三川町	0.7%
神恵内村	34.9%	陸別町	8.5%	角田市	17.3%	庄内町	1.7%
種丹町	19.6%	浦幌町	17.7%	多賀城市	0.0%	遊佐町	3.8%
古平町	2.6%	釧路町	3.1%	岩沼市	3.4%	山形県	8.5%
仁木町	40.1%	厚岸町	4.1%	登米市	14.5%	福島県	
余市町	1.6%	浜中町	18.8%	東松島市	7.4%	市町村名	浄化槽
赤井川村	17.3%	標茶町	8.3%	大崎市	20.4%	福島市	20.1%
南幌町	10.3%	弟子屈町	9.8%	富谷市	2.7%	会津若松市	13.4%
奈井江町	7.4%	鶴居村	41.3%	蔵王町	27.1%	郡山市	12.8%
上砂川町	0.0%	白糠町	3.8%	七ヶ宿町	7.3%	いわき市	30.5%
由仁町	17.4%	別海町	23.7%	大河原町	2.8%	白河市	17.3%
長沼町	20.0%	中標津町	7.9%	村田町	17.9%	須賀川市	15.8%
栗山町	10.5%	標津町	11.4%	柴田町	13.2%	喜多方市	19.6%
月形町	39.8%	羅臼町	58.0%	川崎町	21.0%	相馬市	24.5%
浦臼町	19.6%	北海道	3.1%	八戸市	12.0%	二本松市	44.8%
新十津川町	17.1%	青森県		黒石市	7.7%	田村市	36.1%
妹背牛町	21.2%	市町村名	浄化槽	五所川原市	18.5%	南相馬市	24.7%
秩父別町	20.8%	青森市	3.3%	十和田市	7.1%	伊達市	26.0%
雨竜町	23.4%	弘前市	0.9%	三沢市	7.7%	本宮市	33.0%
北竜町	32.5%	八戸市	12.0%	むつ市	26.7%	桑折町	31.7%
鷹栖町	20.3%	黒石市	7.7%	つがる市	5.6%	国見町	20.6%
東神楽町	11.7%	五所川原市	18.5%	平川市	0.3%	川俣町	53.8%
比布町	26.6%	十和田市	7.1%	平内町	8.1%	大玉村	40.8%
愛別町	24.9%	三沢市	7.7%	今別町	50.4%	鏡石町	6.9%
上川町	2.2%	むつ市	26.7%	蓬田村	62.0%	天栄村	26.2%
東川町	28.9%	つがる市	5.6%	外ヶ浜町	5.9%	下郷町	31.9%
美瑛町	22.6%	平川市	0.3%	鎌ヶ沢町	9.5%	檜枝岐村	0.0%
上富良野町	10.5%	深浦町	29.7%	深浦町	29.7%	只見町	20.4%
中富良野町	28.6%			美里町	8.4%	南会津町	25.6%
南富良野町	18.3%						
占冠村	32.7%						
和寒町	23.4%						
釧路町	24.4%						

表 1-4 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧（令和元年度末）（続き）

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧（令和元年度末）

市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
北塩原村	3.1%	那須塩原市	18.5%	伊奈町	12.5%	東村山市	0.0%
西会津町	19.1%	さくら市	29.8%	三芳町	1.0%	国分寺市	0.0%
磐梯町	1.5%	那須烏山市	39.9%	毛呂山町	23.5%	国立市	0.0%
碓氷代町	13.5%	下野市	7.2%	健生町	23.9%	福生市	0.0%
会津坂下町	25.1%	上三川町	1.4%	滑川町	26.9%	泊江市	0.0%
湯川村	0.5%	益子町	41.7%	嵐山町	23.7%	東大和市	0.0%
柳津町	8.6%	茂木町	44.6%	小川町	17.1%	清瀬市	0.0%
三島町	56.3%	市貝町	52.0%	川島町	37.3%	東久留米市	0.0%
金山町	52.1%	芳賀町	54.4%	吉見町	28.6%	武蔵村山市	0.0%
昭和村	6.9%	壬生町	6.0%	鳩山町	15.1%	多摩市	0.0%
会津美里町	14.2%	野木町	16.1%	ときがわ町	74.8%	稲城市	0.5%
西郷村	7.4%	塩谷町	39.7%	横瀬町	42.7%	羽村市	0.0%
泉崎村	5.5%	高根沢町	23.0%	皆野町	24.3%	あきる野市	2.8%
中島村	27.1%	那須町	63.4%	長瀬町	21.9%	西東京市	0.0%
矢吹町	18.6%	那珂川町	44.0%	小鹿野町	68.1%	瑞穂町	1.0%
棚倉町	34.3%			東秩父村	55.8%	日の出町	0.0%
矢祭町	55.0%	栃木県	15.6%	美里町	24.2%	檜原村	4.3%
塩町	29.5%			神川町	62.2%	奥多摩町	6.8%
鮫川村	59.8%	群馬県		上里町	57.8%	大島町	59.5%
石川町	65.9%	市町村名	浄化槽	寄居町	41.5%	利島村	94.1%
玉川村	34.7%	前橋市	12.6%	寄居町	41.5%	新島村	6.9%
平田村	34.1%	高崎市	9.6%	宮代町	14.8%	神津島村	3.9%
浅川町	29.3%	桐生市	6.6%	杉戸町	14.8%	三宅村	62.6%
古殿町	31.1%	伊勢崎市	26.8%	松伏町	12.2%	御蔵島村	82.5%
三春町	30.3%	太田市	25.3%			八丈町	39.3%
小野町	56.3%	沼田市	16.2%	埼玉県	9.6%	青ヶ島村	100.0%
広野町	18.8%	館林市	29.1%			小笠原村	9.0%
楢葉町	16.1%	渋川市	12.9%	千葉県			
富岡町	18.4%	藤岡市	36.9%	市町村名	浄化槽	東京都	0.2%
川内村	31.8%	富岡市	32.6%	千葉市	0.8%		
大熊町		安中市	27.2%	鎌子市	6.7%		
双葉町		みどり市	34.0%	市川市	12.5%	神奈川県	
浪江町	35.4%	榛東村	17.0%	船橋市	7.9%	市町村名	浄化槽
葛尾村		吉岡町	18.7%	鎌山市	33.5%	横浜市	0.0%
新地町	26.0%	上野村	97.0%	木更津市	21.9%	川崎市	0.1%
飯館村	33.7%	神流町	49.9%	松戸市	9.9%	相模原市	1.2%
		下仁田町	40.5%	野田市	10.9%	横須賀市	0.8%
福島県	23.0%	南牧村	54.8%	茂原市	35.7%	平塚市	0.6%
		甘楽町	4.7%	成田市	15.1%	鎌倉市	0.2%
茨城県		中之条町	15.4%	佐倉市	4.1%	藤沢市	0.7%
市町村名	浄化槽	長野原町	16.5%	東金市	27.1%	小田原市	5.0%
水戸市	8.9%	長野原町	16.5%	旭市	44.5%	茅ヶ崎市	1.9%
日立市	1.1%	嬭恋村	18.1%	習志野市	2.7%	逗子市	0.0%
土浦市	5.6%	草津町	14.6%	柏市	4.3%	三浦市	28.5%
古河市	13.4%	高山村	36.4%	勝浦市	49.9%	養父市	9.2%
石岡市	25.0%	東吾妻町	40.9%	市原市	15.4%	厚木市	4.5%
龍ヶ崎市	19.6%	片品村	23.5%	流山市	6.9%	大和市	2.0%
龍ヶ崎町	8.6%	川場村	6.0%	八千代市	5.3%	伊勢原市	9.7%
下妻市	33.8%	昭和村	18.9%	我孫子市	8.1%	伊勢原市	9.7%
常総市	43.9%	みなかみ町	31.0%	鴨川市	46.4%	伊勢原市	9.7%
常陸太田市	29.6%	玉村町	4.7%	鎌ヶ谷市	16.7%	伊勢原市	9.7%
高萩市	2.4%	板倉町	63.6%	君津市	13.4%	伊勢原市	9.7%
北茨城市	52.5%	明和町	23.3%	富津市	37.4%	伊勢原市	9.7%
笠間市	20.9%	千代田町	24.6%	浦安市	0.1%	伊勢原市	9.7%
取手市	13.0%	大泉町	44.8%	四街道市	8.9%	伊勢原市	9.7%
牛久市	6.2%	邑楽町	31.4%	袖ヶ浦市	16.4%	伊勢原市	9.7%
つくば市	7.6%	群馬県	19.8%	八街市	45.2%	伊勢原市	9.7%
ひたちなか市	24.7%			印西市	13.9%	伊勢原市	9.7%
鹿嶋市	37.3%	埼玉県		白井市	14.0%	伊勢原市	9.7%
潮来市	10.4%	市町村名	浄化槽	富里市	31.9%	伊勢原市	9.7%
守谷市	0.0%	さいたま市	2.5%	南房総市	44.8%	伊勢原市	9.7%
常陸大宮市	29.6%	川越市	9.1%	児玉町	50.5%	伊勢原市	9.7%
那珂市	16.7%	熊谷市	26.2%	香取市	28.2%	伊勢原市	9.7%
筑西市	20.7%	川口市	8.1%	山武市	55.7%	伊勢原市	9.7%
坂東市	26.0%	行田市	27.2%	いすみ市	61.5%	伊勢原市	9.7%
稲敷市	12.5%	秩父市	25.6%	大網白里市	29.5%	伊勢原市	9.7%
かすみがうら市	12.4%	所沢市	1.6%	酒々井町	5.0%	伊勢原市	9.7%
桜川市	35.1%	飯能市	18.5%	栄町	6.8%	伊勢原市	9.7%
神栖市	25.1%	加須市	22.4%	神崎町	73.7%	伊勢原市	9.7%
行方市	35.1%	本庄市	24.8%	多古町	37.6%	伊勢原市	9.7%
鉢田町	47.7%	東松山市	45.9%	東庄町	46.4%	伊勢原市	9.7%
つくばみらい市	5.7%	春日部市	8.5%	九九里町	45.3%	伊勢原市	9.7%
小美玉市	25.8%	狭山市	1.3%	芝山町	40.8%	伊勢原市	9.7%
茨城町	32.7%	羽生市	46.2%	横芝光町	49.0%	伊勢原市	9.7%
大洗町	18.8%	鴻巣市	8.5%	一宮町	61.2%	伊勢原市	9.7%
城里町	11.1%	深谷市	19.1%	睦沢町	60.7%	伊勢原市	9.7%
東海村	2.2%	上尾市	6.0%	長生村	50.4%	伊勢原市	9.7%
大子町	50.1%	草加市	0.3%	白子町	42.6%	伊勢原市	9.7%
美浦村	3.4%	越谷市	6.3%	長柄町	61.5%	伊勢原市	9.7%
阿見町	19.5%	蕨市	0.9%	長南町	35.7%	伊勢原市	9.7%
河内町	31.4%	戸田市	6.4%	大多喜町	43.8%	伊勢原市	9.7%
八千代町	22.2%	入間市	8.1%	御宿町	58.2%	伊勢原市	9.7%
玉霞町	0.4%	朝霞市	0.5%	廻南町	68.4%	伊勢原市	9.7%
境町	7.3%	志木市	0.1%	千葉県	12.7%	伊勢原市	9.7%
利根町	7.0%	和光市	2.2%			伊勢原市	9.7%
茨城県	16.9%	新座市	1.1%	東京都		伊勢原市	9.7%
		桶川市	14.5%	市町村名	浄化槽	伊勢原市	9.7%
栃木県		久喜市	13.2%	区部	0.0%	伊勢原市	9.7%
市町村名	浄化槽	北本市	5.6%	八王子市	0.5%	伊勢原市	9.7%
宇都宮市	6.4%	八潮市	13.0%	立川市	0.0%	伊勢原市	9.7%
足利市	11.0%	富士見市	0.6%	武蔵野市	0.0%	伊勢原市	9.7%
栃木市	13.4%	三郷市	3.8%	三鷹市	0.0%	伊勢原市	9.7%
佐野市	10.4%	蓮田市	7.8%	青梅市	0.8%	伊勢原市	9.7%
鹿沼市	20.0%	坂戸市	18.9%	府中市	0.0%	伊勢原市	9.7%
日光市	17.8%	幸手市	30.2%	昭島市	0.0%	伊勢原市	9.7%
小山市	18.5%	鶴ヶ島市	9.7%	調布市	0.0%	伊勢原市	9.7%
真岡市	14.0%	日高市	30.0%	町田市	0.5%	伊勢原市	9.7%
大田原市	22.0%	吉川市	6.4%	小金井市	0.0%	伊勢原市	9.7%
矢板市	31.3%	ふじみ野市	2.3%	小平市	0.0%	伊勢原市	9.7%
		白岡市	8.1%	日野市	3.9%	伊勢原市	9.7%

表 1-4 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覽 (令和元年度末) (続き)

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覽 (令和元年度末)

市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
新潟県		長野県		岐阜県		愛知県	
新潟市	5.5%	長野市	1.8%	岐阜市	10.2%	愛西市	10.0%
富山県		松本市	2.5%	郡上市	10.9%	清須市	23.8%
富山市	1.6%	上田市	2.4%	下呂市	9.7%	清須市	34.0%
高岡市	1.6%	岡谷市	0.3%	海津市	6.7%	北名古屋	35.8%
魚津市	3.3%	飯田市	8.0%	岐南町	1.1%	弥富市	18.0%
氷見市	9.4%	諏訪市	0.4%	笠松町	2.0%	あま市	1.6%
滑川市	5.9%	須坂市	0.2%	養老町	28.0%	長久手市	27.4%
黒部市	6.8%	小諸市	13.9%	垂井町	14.3%	東郷町	5.1%
砺波市	9.7%	伊那市	5.7%	関ヶ原町	0.4%	豊山町	24.0%
小矢部市	12.4%	駒ヶ根市	4.2%	神戸町	6.9%	大日町	3.1%
南砺市	0.4%	中野市	1.3%	輪之内町	4.8%	扶桑町	20.7%
射水市	0.4%	大町市	19.4%	安八町	0.0%	大治町	57.9%
舟橋村	0.0%	飯山市	0.7%	揖斐川町	20.4%	饒江町	29.8%
上市町	0.3%	茅野市	2.3%	大野町	75.9%	飛島村	9.6%
立山町	1.5%	塩尻市	0.7%	池田町	9.5%	阿久比町	9.0%
入善町	0.0%	佐久市	13.6%	北方町	0.0%	東浦町	3.9%
朝日町	6.6%	千曲市	0.2%	坂祝町	4.6%	南知多町	28.6%
富山県		東御市	6.6%	富加町	1.3%	美浜町	55.9%
富山県	2.9%	安曇野市	4.9%	川辺町	0.8%	武豊町	5.9%
石川県		小海町	23.0%	七宗町	39.4%	幸田町	3.2%
石川県	4.7%	小海町	23.0%	八百津町	8.8%	設楽町	40.0%
福井県		川上村	1.4%	白川町	79.7%	東栄町	16.7%
福井県	4.4%	南牧村	67.0%	東白川村	83.9%	豊根村	74.0%
山梨県		南柏木村	91.2%	白川村	7.5%	三重県	
山梨県	14.8%	北柏木村	85.0%	静岡県		津市	32.4%
長野県		佐久穂町	4.3%	静岡市	4.9%	四日市市	9.8%
岐阜県		軽井沢町	29.8%	浜松市	8.4%	伊勢市	22.4%
愛知県		御代田町	4.5%	沼津市	24.3%	松阪市	29.8%
三重県		立科町	4.8%	熱海市	6.8%	桑名市	12.1%
滋賀県		青木村	6.1%	三島市	9.1%	鈴鹿市	25.7%
京都府		長和町	7.1%	富士宮市	14.6%	名張市	53.0%
奈良県		下諏訪町	0.0%	伊東市	19.7%	尾鷲市	39.4%
和歌山県		富士見町	7.0%	島田市	55.7%	亀山市	12.8%
徳島県		原村	17.2%	富士市	12.0%	鳥羽市	34.0%
香川県		辰野町	2.3%	磐田市	4.8%	熊野市	39.3%
高知県		箕輪町	1.3%	焼津市	46.2%	いなべ市	1.7%
福岡県		飯島町	21.3%	掛川市	34.7%	志摩市	39.4%
佐賀県		南箕輪村	1.6%	藤枝市	30.0%	伊賀市	42.8%
熊本県		中川村	15.2%	御殿場市	25.4%	木曾岬町	0.0%
大分県		宮田村	0.8%	袋井市	32.8%	東良町	0.1%
宮崎県		松川町	12.6%	下田市	9.3%	孤野町	16.5%
鹿児島県		高森町	9.7%	姫野市	36.7%	朝日町	0.6%
沖縄県		阿南町	34.5%	湖西市	33.2%	川越町	0.1%
東京都		阿智村	29.2%	伊豆市	10.2%	多気町	31.7%
北海道		平谷村	8.1%	御前崎市	16.2%	明和町	39.3%
青森県		根羽村	22.1%	新川市	41.1%	大台町	48.9%
岩手県		下條村	96.6%	伊豆の国市	14.4%	玉城町	3.6%
宮城県		栗木村	30.5%	牧之原市	47.7%	度会町	66.9%
秋田県		天龍村	22.8%	東伊豆町	29.3%	大紀町	46.8%
山形県		泰阜村	73.8%	河津町	38.9%	南伊勢町	10.9%
福島県		喬木村	15.1%	南伊豆町	31.5%	紀北町	35.8%
茨城県		豊丘村	16.2%	松崎町	35.3%	御浜町	33.7%
栃木県		大鹿村	54.2%	西伊豆町	33.0%	紀宝町	57.0%
群馬県		上松町	15.1%	函南町	5.9%	三重県	
埼玉県		南木曾町	59.3%	清水町	6.5%	津市	24.5%
千葉県		木祖村	19.9%	長泉町	8.1%	滋賀県	
東京都		玉滝村	11.4%	小山町	42.6%	大津市	0.5%
神奈川県		大桑村	17.5%	吉田町	40.4%	彦根市	6.5%
新潟県		本曾町	16.5%	川根本町	55.0%	長浜市	0.4%
富山県		麻績村	12.3%	森町	24.2%	近江八幡市	16.2%
石川県		生坂村	36.7%	静岡県		草津市	0.3%
福井県		山形村	0.0%	静岡市	17.1%	守山市	0.1%
山梨県		朝日村	0.0%	名古屋	0.3%	栗東市	0.1%
長野県		筑北村	36.9%	豊橋市	13.6%	甲賀市	7.6%
岐阜県		池田町	4.0%	岡崎市	5.1%	野洲市	0.4%
愛知県		松川村	0.5%	一宮市	15.9%	湖南市	1.2%
三重県		白鳥村	22.1%	瀬戸市	18.2%	高島市	1.9%
滋賀県		小谷村	46.2%	半田市	3.1%	東近江市	0.8%
京都府		坂城町	7.7%	春日井市	19.2%	米原市	0.3%
奈良県		小布施町	0.0%	豊川市	13.4%	日野町	1.1%
和歌山県		高山村	1.4%	津島市	33.1%	竜王町	7.6%
徳島県		山ノ内町	5.0%	碧南市	8.4%	愛荘町	0.6%
香川県		木島平村	1.5%	碧南市	8.4%	豊郷町	0.0%
高知県		野沢温泉村	0.0%	刈谷市	4.8%	甲良町	0.0%
宮崎県		信濃町	19.3%	豊田	13.3%	多賀町	2.7%
鹿児島県		小川村	14.9%	安城市	6.6%	三重県	
沖縄県		飯綱町	4.8%	西尾市	6.0%	津市	2.4%
東京都		栄村	68.9%	蒲郡市	17.1%	滋賀県	
北海道		長野県		大山市	17.7%	大津市	0.5%
青森県		岐阜県		常滑市	18.1%	彦根市	6.5%
岩手県		愛知県		江南市	38.7%	長浜市	0.4%
宮城県		三重県		小牧市	5.3%	近江八幡市	16.2%
秋田県		滋賀県		福沢市	29.7%	草津市	0.3%
山形県		京都府		新城市	21.9%	守山市	0.1%
福島県		奈良県		東海市	8.1%	栗東市	0.1%
宮城県		和歌山県		大府市	13.7%	甲賀市	7.6%
秋田県		徳島県		知多市	0.8%	野洲市	0.4%
山形県		香川県		知立市	18.7%	湖南市	1.2%
福島県		高知県		尾張旭市	11.9%	高島市	1.9%
山形県		宮崎県		高浜市	17.5%	東近江市	0.8%
宮城県		鹿児島県		岩倉市	12.2%	米原市	0.3%
秋田県		沖縄県		豊明市	5.6%	日野町	1.1%
山形県		東京都		日進市	13.7%	竜王町	7.6%
福島県		北海道		田原市	2.4%	愛荘町	0.6%
宮城県		青森県		静岡県		豊郷町	0.0%
秋田県		岩手県		愛知県		甲良町	0.0%
山形県		宮城県		三重県		多賀町	2.7%
福島県		宮城県		滋賀県		京都府	
宮城県		秋田県		奈良県		京都市	0.3%
秋田県		山形県		徳島県		福知山市	3.4%
山形県		福島県		香川県		舞鶴市	2.9%
福島県		宮城県		高知県		綾部市	21.1%
宮城県		秋田県		宮崎県		宇治市	1.4%
山形県		山形県		鹿児島県		宮津市	8.6%
福島県		山形県		沖縄県		亀岡市	2.2%
宮城県		山形県		東京都		城陽市	0.2%
秋田県		山形県		北海道		向日市	0.0%
山形県		山形県		青森県		長岡京市	0.0%
福島県		山形県		岩手県		八幡市	0.0%
宮城県		山形県		宮城県		京田辺市	0.1%
秋田県		山形県		秋田県		京丹後市	13.4%
山形県		山形県		山形県		南丹市	7.9%

表 1-4 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覽（令和元年度末）（続き）

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覽（令和元年度末）

市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
木津川市	5.6%	神河町	11.2%	琴浦町	1.3%	山口市	22.9%
大山崎町	0.0%	太子町	0.0%	北榮町	1.5%	萩市	23.6%
久御山町	0.1%	上郡町	3.0%	日吉津村	0.9%	防府市	20.8%
井手町	0.0%	佐用町	28.6%	大山町	3.6%	下松市	3.8%
宇治田原町	7.5%	香美町	1.4%	南部町	17.5%	岩国市	36.5%
笠置町	40.9%	新温泉町	5.3%	伯耆町	7.9%	光市	7.1%
和束町	20.1%			日南町	44.4%	長門市	5.9%
精華町	0.1%			日野町	19.3%	柳井市	27.0%
南山城村	67.5%			江府町	4.6%	美祿市	34.7%
京丹波町	34.9%					周南市	3.8%
伊根町	15.2%					山陽小野田市	24.4%
与謝野町	1.2%					周防大島町	24.5%
						和木町	0.0%
京都府	1.8%					上関町	18.0%
						田布施町	28.1%
大阪府						平生町	13.0%
市町村名	浄化槽					阿武町	10.6%
大阪市	0.0%					山口県	16.0%
堺市	0.5%						
岸和田市	1.2%					徳島県	
豊中市	0.0%					市町村名	浄化槽
池田市	0.0%					徳島市	49.9%
吹田市	0.0%					鳴門市	36.7%
泉大津市	0.3%					小松島市	37.0%
高槻市	0.1%					阿南市	30.7%
貝塚市	22.3%					吉野川市	15.8%
守口市	0.0%					阿波市	52.2%
枚方市	2.2%					美馬市	34.7%
茨木市	0.3%					三好市	55.6%
八尾市	2.7%					勝浦町	42.5%
泉佐野市	38.0%					上勝町	44.1%
富田林市	3.2%					佐那河内村	13.5%
寝屋川市	0.0%					石井町	55.6%
河内長野市	3.1%					神山町	45.4%
松原市	0.4%					那賀町	33.5%
大東市	0.5%					牟岐町	60.1%
和泉市	2.9%					美波町	17.4%
箕面市	0.0%					海陽町	23.8%
柏原市	8.3%					松茂町	30.2%
羽曳野市	1.2%					北島町	36.0%
門真市	1.4%					藍住町	49.9%
摂津市	0.1%					坂野町	21.5%
高石市	0.6%					上板町	50.4%
藤井寺市	15.6%					つるぎ町	21.0%
東大阪市	0.0%					東まよし町	23.3%
泉南市	27.6%					徳島県	41.3%
四條畷市	0.1%						
交野市	2.1%					香川県	
大阪狭山市	0.0%					市町村名	浄化槽
阪南市	16.3%					高松市	23.8%
島本町	1.4%					丸龜市	27.2%
豊能町	0.8%					坂出市	34.9%
能勢町	50.2%					普通寺市	27.8%
忠岡町	0.1%					観音寺市	40.1%
熊取町	9.0%					さぬき市	36.5%
和歌山市	1.9%					東かがわ市	49.1%
岬町	7.4%					三豊市	58.5%
太子町	1.8%					土庄町	38.3%
河内町	3.1%					小豆島町	51.7%
千早赤阪村	8.0%					三木町	38.1%
大阪府	1.7%					直島町	5.6%
						宇多津町	10.1%
兵庫県						綾川町	40.2%
市町村名	浄化槽					琴平町	32.7%
神戸市	0.3%					多度津町	16.0%
姫路市	1.0%					まんのう町	62.6%
尼崎市	0.0%					香川県	31.3%
明石市	0.2%						
西宮市	0.0%					愛媛県	
洲本市	40.1%					市町村名	浄化槽
芦屋市	0.0%					松山市	24.0%
伊丹市	0.0%					今治市	12.1%
相生市	0.9%					宇和島市	35.3%
豊岡市	1.0%					八幡浜市	10.8%
加古川市	3.1%					新居浜市	14.1%
赤穂市	0.3%					西条市	17.6%
西船市	0.7%					大洲市	36.5%
宝塚市	0.9%					伊予市	23.4%
三木市	6.9%					四国中央市	20.1%
高砂市	2.3%					西予市	11.0%
川西市	0.0%					東温市	12.1%
小野市	4.7%					上島町	5.6%
三田市	4.9%					久万高原町	13.8%
加西市	0.4%					松前町	29.3%
丹波篠山市	5.8%					砥部町	45.0%
養父市	5.3%					内子町	36.2%
丹波市	15.1%					伊方町	10.5%
南あわじ市	5.2%					松野町	48.8%
朝来市	4.6%					鬼北町	38.8%
淡路市	18.6%					愛南町	35.0%
穴栗市	2.9%					愛媛県	21.7%
加東市	3.4%						
たつの市	2.4%					高知県	
猪名川町	1.0%					市町村名	浄化槽
多可町	12.8%					高知市	13.3%
稲美町	2.3%					室戸市	39.6%
播磨町	0.2%						
市川町	36.7%						
福岡町	0.4%						

1.3 浄化槽の指導普及に関する調査

浄化槽の指導普及に関する調査は、浄化槽の設置状況や施策実施状況などの現状調査を目的として、都道府県等を通じ、各市区町村を対象に実施した。調査票作成、回答の取りまとめ、結果分析等を行い、会議用資料として報告書形式のものを180部作成した。

なお、都道府県から各都道府県内の市区町村調査票の集計依頼があった場合は、受注者にて集計を行った。

1.3.1 調査方法

(1) 調査票・記入要領等

調査票・記入要領等は、以下の種類を作成した。各調査票のエクセルファイルを報告書別添として納品した。

- 記入要領（都道府県用）.docx
- 記入要領（市区町村（権限委譲市区町村を含む）用）.docx
- 記入要領（保健所設置市用）.docx
- 記入要領（特別区用）.docx
- 【都道府県用】調査票.xls
- 【市区町村（権限委譲市区町村を含む）用】調査票.xls
- 【保健所設置市用】調査票.xls
- 【特別区用】調査票.xls

(2) 調査フロー

浄化槽の指導普及に関する調査は下図に示す手順にて実施した。

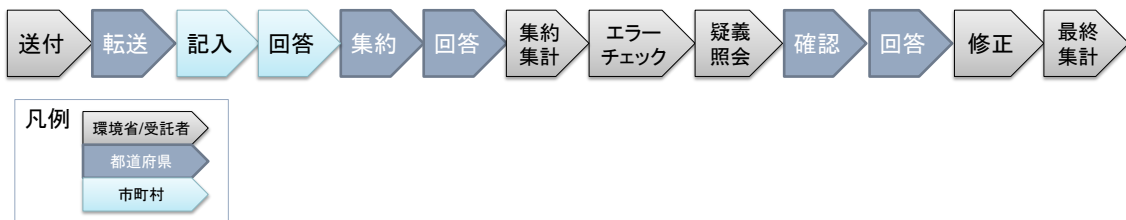


図 1-6 指導普及調査フロー

(3) 実施時期

本調査は、令和2年6月から同年9月第一週末までを調査票回答・回収期間、その後4ヶ月を精査期間、令和3年1月第3週に公表とする計画期間とした。実施時期の実績は以下のとおりであり、公表は令和3年2月となった。

- 発 出 : 令和2年6月15日（月）
- 回答期日 : 令和2年9月4日（金）
- 全件回収 : 令和2年9月23日（水）
- 調査結果公表 : 令和3年2月19日（金）

(4) 調査対象

全都道府県及び市区町村を対象として実施した。

(5) 調査項目

今年度の調査項目を下表に示す。

表 1-5 指導普及調査の調査項目一覧（令和 2 年度）

No.	設問
1	浄化槽行政組織
2	浄化槽行政担当職員数
3	浄化槽新設基数
4	浄化槽設置基数
	(1) 設置基数（旧構造基準適用）
	(1) 設置基数（新構造基準適用）
	(2) 設置基数（建築用途別）
5	浄化槽廃止基数
6	行政処分等の件数及び根拠
7	浄化槽関係業者数
8	浄化槽法第 7 条検査関係
	(1) 浄化槽法第 7 条検査結果
	(1) 検査対象基数算出
	(2) 不適正基数
9	浄化槽法第 11 条検査関係
	(1) 浄化槽法第 11 条検査結果
	(1) 検査対象基数算出
	(2) 不適正基数
10	浄化槽法第 7 条及び第 11 条検査における BOD 検査結果
11	指定検査機関関係
12	浄化槽設置整備事業の実施状況
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況
14	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況
15	浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況
16	国庫助成による浄化槽整備実績
17	既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況
	(1) 都道府県
	(2) 市町村
	(3) 単独処理浄化槽の処分方法
18	国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の把握について
	(1) 把握状況
	(2) 検査結果（7 条検査）
	(3) 検査結果（11 条検査）
19	浄化槽台帳の整備状況
	(1) 都道府県
	(2) 市町村
20	地方公共団体が所有する浄化槽の状況

No.	設問	
	(1)	合併/単独別
	(2)	単独人槽別
21	法定協議会の整備状況	
22	一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況	
	(1)	一括契約の推進に向けた取組状況
	(2)	一括契約の概要（参考事例）
23	放流水域に対する規制について	
	(1)	規制の概要
	(2)	規制の詳細 ①公共用水域に放流する場合
	(2)	規制の詳細 ②農業用水路に放流する場合
	(2)	規制の詳細 ③道路側溝に放流する場合
	(2)	規制の詳細 ④その他
24	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況	
	(1)	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体
	(2)	浄化槽の休止に関する取り扱い状況（市町村）
25	NPO 等との連携の状況	
	(1)	NPO 等による環境保全活動や環境教育活動等と連携し、浄化槽の普及や適正な維持管理の推進に資する取組を行っている地方公共団体
	(2)	NPO 等による環境保全活動や環境教育活動等と連携し、浄化槽の普及や適正な維持管理の推進に資する取組を行っている事例
26	浄化槽処理促進区域の指定状況	
27	浄化槽管理士に対する研修機会の確保	
28	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等	
	(1)	都道府県
	(2)	市町村
29	前年度と比較して特記すべき変動、または数値が大幅に変動した理由	
30	本調査票について	

なお、浄化槽の指導普及に関する調査は、隔年で実施される調査項目があることから、過年度の調査項目との比較を行った結果を下表に示す。

表 1-6 過年度との調査項目の比較

No.	設問	H30	H31	R2
1	浄化槽行政組織	●	●	●
2	浄化槽行政担当職員数	●	●	●
3	浄化槽新設基数	●	●	●
4	浄化槽設置基数	●	●	●
	(1) 設置基数（旧構造基準適用）	●	●	●
	(1) 設置基数（新構造基準適用）	●	●	●
	(2) 設置基数（建築用途別）	●	●	●
5	浄化槽廃止基数	●	●	●
6	行政処分等の件数及び根拠	●	●	●
7	浄化槽関係業者数	●	●	●
8	浄化槽法第 7 条検査関係	●	●	●
	(1) 浄化槽法第 7 条検査結果	●	●	●
	(1) 検査対象基数算出	●	●	●
	(2) 不適正基数	●	●	●
9	浄化槽法第 11 条検査関係	●	●	●

No.	設問		H30	H31	R2
	(1)	浄化槽法第 11 条検査結果	●	●	●
	(1)	検査対象基数算出	●	●	●
	(2)	不適正基数	●	●	●
10	浄化槽法第 7 条及び第 11 条検査における BOD 検査結果		●	●	●
11	指定検査機関関係		●	●	●
12	浄化槽設置整備事業の実施状況		●	●	●
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況		●	●	●
14	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況		●	●	●
15	浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況		●	●	●
16	市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況				
17	市町村単独の浄化槽整備事業に対する都道府県の補助の状況				
18	国庫助成による浄化槽整備実績		●	●	●
19	浄化槽設置整備事業実施の区域の別				
20	浄化槽法に関する事務（権限）の移譲の状況		●		
	(1)	浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況（法令）	●		
	(2)	浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況（市町村）	●		
	(3)	権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由（課題）	●		
21	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況		●	●	●
	(1)	都道府県	●	●	●
	(2)	市町村	●	●	●
	(3)	単独処理浄化槽の処分方法	●	●	●
22	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況			●	
23	国庫助成事業により実施した浄化槽の法定検査実施状況の把握について		●	●	●
	(1)	把握状況	●	●	●
	(2)	検査結果	●	●	●
	(3)	検査結果	●	●	●
24	浄化槽台帳の整備状況		●	●	●
	(1)	都道府県	●	●	●
	(2)	市町村	●	●	●
25	維持管理組織の整備状況		●		
	(1)	維持管理組織を有する市町村	●		
	(2)	維持管理組織の概要（参考事例）	●		
26	一括契約の実施状況		●		●
	(1)	一括契約の推進に積極的に取り組んでいる自治体	●		●
	(2)	一括契約の概要（参考事例）	●		●
27	浄化槽管理者講習会の実施状況			●	
28	放流水域に対する規制について		●		●
	①	公共用水域に放流する場合	●		●
	②	農業用水路に放流する場合	●		●
	③	道路側溝に放流する場合	●		●
	④	その他	●		●
29	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況		●		●
	(1)	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体	●		●
	(2)	浄化槽の休止に関する取り扱い状況（市町村）	●		●
30	地方公共団体が所有する浄化槽の状況		●	●	●
	(1)	合併/単独別	●	●	●
	(2)	単独人槽別	●	●	●
31	NPO 等との連携の状況			●	●
	(1)	取組		●	●
	(2)	取組の具体的事例		●	●
32	災害時等における協定締結状況			●	

No.	設問	H30	H31	R2
33	法定協議会の整備状況			●
34	浄化槽処理促進区域の指定状況			●
35	浄化槽管理士に対する研修機会の確保			●
36	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等	●	●	●
	(1) 都道府県	●	●	●
	(2) 市町村	●	●	●
37	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由	●	●	●
38	本調査票について	●	●	●

注釈) 赤字は令和2年度調査における新設の設問。

1.3.2 集計結果

公表用エクセルファイルの他、PDF形式での集計表、調査結果公表時の添付用公表資料を作成・納品した。

集計表、公表資料に含まない集計結果を以下に示す。

(1) 浄化槽行政について地方公共団体が認識している課題等

地方公共団体が認識している課題（法的整備の課題・要望等）を下表に示す。

表 1-7 地方公共団体が認識している課題（法的整備の課題・要望等）

テーマ	詳細	都道府県
台帳整備	国において構築される台帳システムは、3月31日時点のデータを自動保存・集計する等本調査のための作業を考慮したものでいただきたい。	広島県
法定検査受検率向上施策	7条検査の受検率向上策として、浄化槽管理者が建築確認申請書を「指定確認検査機関」等に提出する時に「7条検査依頼書(写)」の添付を義務付けた制度が必要。	静岡県
	国庫補助により設置された浄化槽について、法定検査の受検状況の把握に努めるよう、交付要綱等により市町村へ義務付けるようにしていただきたい。	愛知県
既存単独処理浄化槽に対する対応	特定既存単独処理浄化槽の立入調査に、法律上の権限を持たない指定検査機関の協力が前提になっているのは課題だと思われる。 (管理者に同席を断られた場合、写真等による確認となり、指定検査機関にとっても負担が大きいのではないかと。)	京都府
	特定既存単独浄化槽に対する指導について、判断方法等の指針に基づき具体的な取り扱い方針を策定することとなることから、早急にお示し頂きたい。また、指定検査機関と連携した立入についても例示頂きたい。	広島県
	みなし浄化槽（単独浄化槽）における雨水の流入を禁止する明確な条文がないため、当該浄化槽の蓋を開けて、雨水を流入させている住民に対しての指導が困難である。	千葉県
	○特定既存単独処理浄化槽への除却等の指導（浄化槽法付則第11条） 本県では、現在当該規定に係る事務処理方針（把握手順等）がなく、法定検査受検率も低いと、把握できる単独浄化槽が少ない。協議会を設置して、特定既存単独処理浄化槽を把握する方法を検討する必要がある。	山梨県
保守点検・清掃回数 の設定	浄化槽法における浄化槽の清掃回数の定めについて、使用状況や、法定検査等の結果に応じた弾力的な運用ができない。	徳島県
登録保守点検業者	本県では福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を定めている。 近年、一部の登録保守点検業者が顧客獲得のために浄化槽管理者に対し「浄化槽は数年清掃しなくても大丈夫、その分経費軽減できる」等の唆しを行って	福岡県

テーマ	詳細	都道府県
に対する 罰則	<p>り、適正な維持管理の妨げになっているが、唆しに関する罰則はないことから登録保守点検業者に対し直接的に禁止する手段がない。 今後の準則改正に併せ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3第一号にあるような唆し規定を盛り込んでいただきたい。</p> <p>【事業の停止】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p>	
災害対応	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月豪雨災害において、土砂災害により被災した市町村設置型浄化槽の土砂の抜き取りが、廃棄物処理施設災害復旧事業補助金の限度額未満であったため、補助対象とならなかった。公共浄化槽（旧市町村設置型浄化槽）の限度額は、一基当たりではなく、市町村全域の浄化槽の合計で考える等の運用を御検討いただきたい。 平成30年7月豪雨災害だけでなく、その後の大規模災害においても、被災した浄化槽から抜き取った汚泥の処分について被災自治体から多くの質問が寄せられたことから、適正な処分についての事務連絡等の発出について御検討いただきたい。 	広島県
建築基準法に係る課題	<p>浄化槽の構造は建築基準法で定められているが、その条文に雑排水の処理に関する条文がないため、浄化槽に雑排水を流入させていない住民に対して、建築物としての改善指導を特定行政庁等に依頼することが困難である。</p>	千葉県
その他	<p>放流先の選択肢として側溝があるにも関わらず、県道や国道などにおいて浄化槽排水の放流を認めないなどの規定がある場合がある。</p> <p>浄化槽工事業の登録業者名簿の閲覧については、「浄化槽工事業に係る登録等に関する省令」により定められている謄本の閲覧請求書（都道府県知事提出用）に「証紙はり付け欄には謄本交付又は閲覧のそれぞれ定められた手数料相当の証紙をはり付けること」との記載があることから、有料による閲覧とされている。</p> <p>一方で、建設業許可に係る資料（建設業許可申請書、決算変更届）や解体工事業登録簿については、各都道府県において無料で閲覧に供している。制度上関連のあるこれら制度で閲覧の有償・無償の扱いが異なっており、県民への説明に苦慮している。</p>	沖縄県 群馬県

注釈）グレーの網掛けは平成31年度調査においても同じ回答を行っていた都道府県の回答を示す。

表 1-8 浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等

都道府県名	法制度面（法律・条例等）での課題等について	その他の課題等について
青森県	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽事務に係る法律は、浄化槽法、建築基準法及び下水道法など複数あり、各法律を所管する部署が異なるため、上手く連携をとることが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽法第 11 条に基づく定期検査について、「保守点検を委託しているため検査は必要ない」や「周辺の住民も受検していないので受検しない」等の理由による受検拒否が多く、なかなか浄化槽管理者の理解が得られず、受検率向上に係る対応に苦慮している。
岩手県		<ul style="list-style-type: none"> 保守点検費の未支払いに伴う、浄化槽設置者と保守点検業者の契約解除が生じ、その後保守点検がされないままとなり、水質異常が生じる事例が散見される。資金不足によるものが多く、指導に苦慮している。
宮城県		<ul style="list-style-type: none"> 台帳整備にあたって、情報収集の方法
山形県	<ul style="list-style-type: none"> 法定検査未受検者に対する改善指導について、未受検者が固定化してきており、文書や立入による受検率の上昇率が伸び悩んでいる。また、全国的な格差もあり、未受検者が正当化（受けていない人が半数以上いる等）するような状態を早急に改善する必要がある。 	
福島県		<ul style="list-style-type: none"> 単独処理浄化槽等からの転換促進 法定検査受検率の向上
茨城県	<p>【住民への指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の多くが家庭に設置されているため、住民により身近な市町村が、浄化槽法に関する適切な維持管理のための助言・指導等の事務を扱うことが望ましい。都道府県から市町村へ浄化槽に関する事務権限が移譲されるようお願いしたい。 	<p>【受検率の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽管理者において、浄化槽法の理解不足のため、法定検査と保守点検を混同するなどして、受検率の向上につながっていない。 <p>【浄化槽設置補助金受給の法定検査未受検者への強力な指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設置補助金は税金を原資とするものであり、その受益者は、その対象施設を適正に管理し、施設を運用する義務がある。補助金を受けながら、受けるべき法定検査を受検しないのは不適正である。受検の意思がない場合、又は補助金受給後〇年以内に受検しない場合などは補助金を返還させるなどの項目を加えてはどうか。
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽法改正に伴い、浄化槽保守点検業登録条例に浄化槽管理士に対する研修の受講機会の付与を保守点検業者に義務づけたが、県内の研修体制の整備に苦慮している。 十分な研修機会を確保し、浄化槽保守点検業者に研修受講を定着させるには、長期的な取組が必要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽行政の業務が多岐にわたり、特に昨今は浄化槽法や国の補助制度の改正があったため、市町担当者の業務に対する理解を促進することが求められていると感じる。
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽工事業の登録業者名簿の閲覧については、「浄化槽工事業に係る登録等に関する省令」により定められている謄本の閲覧請求書（都道府県知事提出用）に「証 	<ul style="list-style-type: none"> 公共浄化槽の推進にあたり、実施している市町村は、職員の減少による事務の軽量化が求められる中、浄化槽処理促進区域の設定や、公共浄化槽の設置計画など要

都道府県名	法制度面（法律・条例等）での課題等について	その他の課題等について
	<p>紙はり付け欄には謄本交付又は閲覧のそれぞれ定められた手数料相当の証紙をはり付けること」との記載があることから、有料による閲覧とされている。</p> <p>一方で、建設業許可に係る資料（建設業許可申請書、決算変更届）や解体工事業登録簿については、各都道府県において無料で閲覧に供している。制度上関連のあるこれら制度で閲覧の有償・無償の扱いが異なっており、県民への説明に苦慮している。</p>	<p>件が加わり、事務量が多くなっている。また、設置した合併浄化槽の老朽化が進んでおり、将来に向けた維持管理費の増大を懸案している。</p>
埼玉県	<p>・使用開始届や廃止届、変更届の未提出が多い。</p>	
千葉県	<p>【浄化槽法について】 みなし浄化槽（単独浄化槽）における雨水の流入を禁止する明確な条文がないため、当該浄化槽の蓋を開けて、雨水を流入させている住民に対しての指導が困難である。</p> <p>【建築基準法について】 浄化槽の構造は建築基準法で定められているが、その条文に雑排水の処理に関する条文がないため、浄化槽に雑排水を流入させていない住民に対して、建築物としての改善指導を特定行政庁等に依頼することが困難である。</p>	<p>【浄化槽台帳の整備について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正により浄化槽台帳の整備が義務付けられたところであるが、設置時の登録に漏れがないとしても、その後の住所表記変更や廃止などの情報を正確に取得し続けることが困難である。これを補正するために保守点検情報等との突合を行うとしても、実態は同じ浄化槽と思われるものでも、住所表記の違いなどによりデータ上で合致させることが困難な物件が多い。 <p>【指定検査機関における検査員の確保について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県においては、県内の浄化槽設置基数に対して、法定検査を実施する検査員数が少ない。指定検査機関における検査員の確保が、法定検査未受検の解消を図るうえで、課題となっている。 ・指定検査機関においては、新たに検査員を募集しても、すぐにやめてしまう等、検査員の確保に苦慮している。また、検査員の平均年齢も高くなっており、将来的な検査体制を確保する意味においても、若い世代の検査員を確保することが必要となっている。
東京都	<p>令和 1 年の法改正により、特定既存単独浄化槽に対する措置が定められ、主に 11 条法定検査結果からの判断となる。だが、多くの単独浄化槽は 11 条法定検査が不受検であり、首都圏の法定検査受検率低迷の原因ともなっている。</p> <p>この際、単独浄化槽は全て期限付きで廃棄するような法改正に踏み込んだ方策を講じていただきたい。</p>	<p>○浄化槽設置補助の対象拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽は、下水道と並ぶ生活排水処理設備で、効率的、低減な汚水処理、過疎地域の振興を考慮すれば、下水道並みの補助が必要である。 ・個人設置型での新規設置等への補助（特に、離島、過疎地域） ・くみ取り便槽からの設置に対する配管設備費、便槽撤去費補助 <p>○法定検査費（機関）への国補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都の場合、島しょ地区（伊豆諸島、小笠原諸島）を抱えており、法定検査の検査手数料は、本土と同じ設定となっています。同じ東京都であり、島しょ振興の点か

都道府県名	法制度面（法律・条例等）での課題等について	その他の課題等について
		<p>らも手数料を差別化する訳にはいかない。そのため、赤字事業となっている。赤字解消の一環として、島しょ地区だけの効率化検査の導入を行ったが、継続的、安定的な浄化槽行政のためには、法定検査費（機関）への国補助が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の維持管理不足による臭気等の苦情案件は、下水道区域である市街地で多く発生しているが、当該地域においては、単独転換や清掃に係る補助金の対象外となっている。このため、生活困難家庭等においては浄化槽の維持管理がままならない事例が多くみられ、維持管理指導やペナルティを科すことでは限界がある。
神奈川県		<ul style="list-style-type: none"> すでに使用されていない浄化槽の廃止届が未届であることが多く、それを整理することも困難なことから、実際の基数と台帳上の基数が合致していない。この基数の乖離により法定検査の受検率を正確に反映できないことが課題と考えている。 合併処理浄化槽への転換においては経済的負担があることから、高齢者世帯などでは転換が進んでいない。
新潟県		<ul style="list-style-type: none"> 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進 法定 11 条検査の受検率の向上 維持管理（保守点検、清掃）の徹底 市町村設置型による浄化槽整備の促進
富山県		<ul style="list-style-type: none"> 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（あるいは下水道接続）について、住民等の負担が大きいことなどから、なかなか進んでいない 法定検査の受検率が伸び悩んでいる。 空き家等に存在する無管理浄化槽の把握が十分ではない
山梨県	<p>○浄化槽台帳整備（浄化槽法第 49 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の既存の浄化槽台帳は、古い時期の単独浄化槽の情報精度が低く（過去は廃止届で制度がなかったため）、保守点検・清掃時の水質情報は把握しておらず、それらを一通り管理するには膨大な情報量となる。また、情報を入手する手段が確立されていない。 <p>○特定既存単独処理浄化槽への除却等の指導（浄化槽法付則第 11 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県では、現在当該規定に係る事務処理方針（把握手順等）がなく、法定検査受検率も低いため、把握できる単独浄化槽が少ない。協議会を設置して、特定既存単独処理浄化槽を把握する方法を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 法定検査の受検率が低い

都道府県名	法制度面（法律・条例等）での課題等について	その他の課題等について
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な勧告や、命令の基準がないため、実際には処分ができない ・7条検査の受検率向上策として、浄化槽管理者が建築確認申請書を「指定確認検査機関」等に提出するときに「7条検査依頼書(写)」の添付を義務付けた制度が必要。 ・法改正による合併処理浄化槽設置の義務付けから約19年が経過したが、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、建替等を除いて進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽台帳について精査ができていない（住居表示の変更、建売住宅・賃貸住宅など、管理者や、所在地が不明など） ・法定検査の受検率が全国平均と比較して低いことから未受検者への指導が課題となっている ・単独処理浄化槽が全浄化槽の約61.5%を占めていることから、合併処理浄化槽への速やかな転換が課題となっている ・単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換の動機付けが薄い（既にトイレが水洗化しているため） ・転換する場合の利用者の費用負担が大きい ・浄化槽台帳を整備するにあたり、浄化槽ごとに固有番号が付されていないため、管理が難しくなる（製品出荷時に固有番号を付していただきたい）
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の単独処理浄化槽使用者の合併処理浄化槽への転換が努力義務であるため転換が進まない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽管理者の義務が十分に周知されていない状況があるので、適正な維持管理や届出について、国においても広く周知をお願いしたい。 ・国庫補助により設置された浄化槽について、法定検査の受検状況の把握に努めるよう、交付要綱等により市町村へ義務づけるようにして頂きたい。
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するため、単独浄化槽の使用を禁止し、転換を義務付ける法整備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併浄化槽の更新が補助金の対象外となったが、水質保全のためには老朽化した合併浄化槽の更新が必要なため、従来のスキームでの補助金が必要。 ・浄化槽を適正に管理するために浄化槽の維持管理費や修繕費に対する補助金制度の創設が必要。 <p>以上、2点は全国的な課題と考えるため、国で創設に向けた検討をしていただきたい。</p>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・特定既存単独処理浄化槽の立入調査に当たって、法律上の権限を持たない指定検査機関の協力が前提になっているのは課題だと思われる。（管理者に同席を断られた場合、写真等による確認となり、指定検査機関にとっても負担が大きいのではないか。） 	
大阪府		<ul style="list-style-type: none"> ・今般の浄化槽法改正で浄化槽台帳の整備が規定され、浄化槽台帳のシステム化や保守点検・清掃状況についても把握することとされた。保守点検業者や清掃業者が実施記録を紙媒体のみで保管している事例もあり、それらをシステム台帳に手入力するのは事務量として膨大となることが考えられ、情報収集の方法・管理を含めて、どのように整備していくのが最適か苦慮している。
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・法定検査受検率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽を設置するにあたり、補助金の申請は各市町に、設置届は県に提出と窓口が

都道府県名	法制度面（法律・条例等）での課題等について	その他の課題等について
	<ul style="list-style-type: none"> 使用開始報告書提出率向上の検討（提出例がなく、有名無実化している。また、提出がなくとも支障が全く生じていない。） 	<ul style="list-style-type: none"> 異なることにより、浄化槽の設置基数の把握や管理状況が困難である。（特に市町村の多い都道府県において把握がしきれない） 各市町において一元的に浄化槽を管理すれば、浄化槽の手続きや台帳の整備も容易になる
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> 汚水処理人口普及率の向上 法定検査の受検率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽管理者への法定検査及び単独転換の必要性の更なる啓発が必要
鳥取県		<ul style="list-style-type: none"> 国が統一した台帳作成し、それをクラウドなどを通して国や県や市町村で管理した方が台帳上の不備等が圧倒的に少なくなっている。
島根県		<ul style="list-style-type: none"> 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進 浄化槽台帳の精査
岡山県		<ul style="list-style-type: none"> 一部の地域では、別荘等の用途に使用される建築物が多く、平素は管理者が他府県に居住していることが多い。そのため、居住している府県と岡山県でのルールの違いにより、トラブルに発展する事例がある。
広島県	<ul style="list-style-type: none"> 国において構築される台帳システムは、3月31日時点のデータを自動保存・集計する等本調査のための作業を考慮したものとしていただきたい。 特定既存単独浄化槽に対する指導について、判断方法等の指針に基づき具体的な取り扱い方針を策定することとなることから、早急にお示し頂きたい。また、指定検査機関と連携した立入についても例示頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月豪雨災害において、土砂災害により被災した市町村設置型浄化槽の土砂の抜き取りが、廃棄物処理施設災害復旧事業補助金の限度額未満であったため、補助対象とならなかった。公共浄化槽（旧市町村設置型浄化槽）の限度額は、一基当たりではなく、市町村全域の浄化槽の合計で考える等の運用を御検討いただきたい。 平成30年7月豪雨災害だけでなく、その後の大規模災害においても、被災した浄化槽から抜き取った汚泥の処分について被災自治体から多くの質問が寄せられたことから、適正な処分についての事務連絡等の発出について御検討いただきたい。
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽法における浄化槽の清掃回数等の定めについて、使用状況や、法定検査等の結果に応じた弾力的な運用ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 単独処理浄化槽が多数残存していること。 法定検査未受検者への対応
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> 本県では福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を定めている。近年、一部の登録保守点検業者が顧客獲得のために浄化槽管理者に対し「浄化槽は数年清掃しなくても大丈夫、その分経費軽減できる」等の唆しを行っており、適正な維持管理の妨げになっているが、唆しに関する罰則はないことから登録保守点検業者に対し直接的に禁止する手段がない。今後、準則改正を行う際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3第1 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽は、下水道と異なり購入・設置費用が必要なことに加え、その利用に当たって保守点検・清掃・法定検査の3種の料金が発生し、年間の実支払額は同規模の住宅の下水道利用料金と比べて高額となっていることから、下水道供用区域の住民との費用負担格差を解消するような政策・制度が必要。

都道府県名	法制度面（法律・条例等）での課題等について	その他の課題等について
	<p>号にあるような唆し規定を盛り込んでいただきたい。</p> <p>【事業の停止】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p>	
鹿児島県		<ul style="list-style-type: none"> ・単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の合併処理浄化槽への転換
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・放流先がない場合の規定 ・放流先の選択肢として側溝があるにも関わらず、県道や国道などにおいて浄化槽排水の放流を認めないなどの規定がある場合がある。 ・グリーストラップの設置の義務がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・無届浄化槽の把握方法（生活排水垂れ流しの苦情などがあった場合、台帳にない場合が多く、対応に苦慮している）

(2) 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）の実施が困難な場合の理由

市町村設置型の実施が困難な理由について、財政や人員といった選択肢を設けて市町村に対し質問し、回答を得た。市町村設置型の実施が困難な理由に係る市町村の回答を下表に示す。

表 1-9 市町村設置型の実施が困難な理由（市町村回答）

都道府県名	1.財政的理由		2.体制的理由 (人員不足等)		3.住民の理解が 得にくい (経済的理由、説明・周知・啓蒙が困難等)		4.PFI等の民間活用 の導入が困難		5.その他	
北海道	99	(55%)	78	(44%)	30	(17%)	17	(9%)	29	(16%)
青森県	28	(70%)	22	(55%)	6	(15%)	5	(13%)	6	(15%)
岩手県	19	(58%)	18	(55%)	2	(6%)	4	(12%)	1	(3%)
宮城県	13	(37%)	13	(37%)	6	(17%)	2	(6%)	4	(11%)
秋田県	18	(72%)	15	(60%)	6	(24%)	3	(12%)	5	(20%)
山形県	18	(51%)	16	(46%)	13	(37%)	6	(17%)	5	(14%)
福島県	34	(58%)	37	(63%)	24	(41%)	9	(15%)	4	(7%)
茨城県	33	(75%)	30	(68%)	8	(18%)	4	(9%)	9	(20%)
栃木県	20	(80%)	19	(76%)	10	(40%)	6	(24%)	1	(4%)
群馬県	17	(49%)	16	(46%)	9	(26%)	3	(9%)	4	(11%)
埼玉県	44	(70%)	43	(68%)	23	(37%)	9	(14%)	11	(17%)
千葉県	39	(72%)	40	(74%)	12	(22%)	5	(9%)	9	(17%)
東京都	11	(18%)	11	(18%)	2	(3%)			16	(26%)
神奈川県	17	(52%)	16	(48%)	7	(21%)	1	(3%)	11	(33%)
新潟県	17	(57%)	14	(47%)	9	(30%)	4	(13%)	7	(23%)
富山県	9	(60%)	9	(60%)	5	(33%)	2	(13%)	2	(13%)
石川県	5	(26%)	6	(32%)	3	(16%)	1	(5%)	6	(32%)
福井県	12	(71%)	6	(35%)	1	(6%)			3	(18%)
山梨県	21	(78%)	20	(74%)	9	(33%)	3	(11%)	2	(7%)
長野県	39	(51%)	35	(45%)	25	(32%)	9	(12%)	16	(21%)
岐阜県	21	(50%)	18	(43%)	8	(19%)	5	(12%)	13	(31%)
静岡県	28	(80%)	21	(60%)	18	(51%)	4	(11%)	5	(14%)
愛知県	39	(72%)	38	(70%)	16	(30%)	8	(15%)	15	(28%)
三重県	12	(41%)	14	(48%)	10	(34%)	7	(24%)	7	(24%)
滋賀県	8	(42%)	9	(47%)	1	(5%)	1	(5%)	6	(32%)
京都府	13	(50%)	11	(42%)	7	(27%)	4	(15%)	11	(42%)
大阪府	13	(30%)	13	(30%)	4	(9%)	2	(5%)	18	(42%)
兵庫県	23	(56%)	22	(54%)	13	(32%)	2	(5%)	13	(32%)
奈良県	27	(69%)	26	(67%)	15	(38%)	13	(33%)	9	(23%)
和歌山県	20	(67%)	22	(73%)	7	(23%)	1	(3%)	6	(20%)
鳥取県	10	(53%)	9	(47%)	3	(16%)	1	(5%)	5	(26%)
島根県	8	(42%)	5	(26%)	2	(11%)	1	(5%)	1	(5%)

都道府県名	1.財政的理由		2.体制的理由 (人員不足等)		3.住民の理解が 得にくい (経済的理由、説明・周知・啓蒙が困難等)		4.PFI等の民間活 用の導入が困難		5.その他	
岡山県	16	(59%)	15	(56%)	6	(22%)	1	(4%)	6	(22%)
広島県	14	(61%)	15	(65%)	6	(26%)	3	(13%)	5	(22%)
山口県	17	(89%)	15	(79%)	2	(11%)	3	(16%)	1	(5%)
徳島県	20	(83%)	21	(88%)	16	(67%)	10	(42%)	2	(8%)
香川県	15	(88%)	13	(76%)	5	(29%)	4	(24%)	1	(6%)
愛媛県	13	(65%)	10	(50%)	6	(30%)	2	(10%)	5	(25%)
高知県	24	(71%)	21	(62%)	8	(24%)	4	(12%)	2	(6%)
福岡県	39	(65%)	31	(52%)	13	(22%)	5	(8%)	16	(27%)
佐賀県	10	(50%)	7	(35%)	4	(20%)			5	(25%)
長崎県	17	(81%)	14	(67%)	6	(29%)	5	(24%)	2	(10%)
熊本県	29	(64%)	20	(44%)	14	(31%)	5	(11%)	5	(11%)
大分県	12	(67%)	10	(56%)	6	(33%)	2	(11%)	4	(22%)
宮崎県	19	(73%)	19	(73%)	9	(35%)	5	(19%)		
鹿児島県	27	(63%)	26	(60%)	17	(40%)	10	(23%)	9	(21%)
沖縄県	29	(71%)	25	(61%)	9	(22%)	5	(12%)	10	(24%)
合計	1036	(60%)	934	(54%)	441	(25%)	206	(12%)	333	(19%)

注釈) 空欄は回答のないことを示す。

(%)は、当該都道府県について都道府県ごとの回答市町村数/全市町村数にて算出し、合計については全国での回答市町村数/全市町村数にて算出した。

「理由」欄においては378件の記述が確認され、うち「1.財政的理由」～「4.PFI等の民間活用の導入が困難」に○がない回答は255件あった。このうち「下水道(農排水)が普及済/推進中/計画中」との回答が62%(159件)を占めた。他に、「個人設置型推進中」との回答が16件、「個別排水処理施設整備事業(北海道の地方単独事業)実施中」との回答が8件、「基数要件に満たない」との回答が12件あった。

市町村設置型の実施が困難な理由に係る特徴的な回答を下表に示す。

表 1-10 市町村設置型の実施が困難な理由に係る特徴的な回答

分類	自治体	回答
費用課題	山形県上山市	一部地域で実施したが、空き家等で休止があり、使用料が得られない浄化槽がある。休止が増えれば経営悪化の恐れがある。
	茨城県那珂市	設置後の維持管理費の負担が大きい(法定検査費用、維持管理業務委託費修繕等) 当市が水質保全条例区域外のため、通常型に対する県の補助がないため。
	埼玉県越谷市	私有地に公有財産を設置し、数十年単位の維持管理を継続していくことに関し、浸水等の災害、居住者の移転、資産の売却等の公的費用負担増大の懸念
受益者負担	東京都八丈町	市町村設置整備の対象外の部分に費用がかかる。(放流先の浸透枳を設置するため。高度処理浄化槽を設置しないとならないため。)

分類	自治体	回答
技術課題	埼玉県越谷市	都市部と中山間の住宅用土地利用形態の相違（設置できる敷地面積が無い、土地の売買による流動性 など）
維持管理	茨城県那珂市	24 時間管理しなければならない（件数が多くなると、複数の不具合等に対応できなくなる）
	熊本県阿蘇市	空き家になったときの管理が難しいため
費用徴収への懸念	千葉県成田市	維持管理費用の算定及び徴収方法について困難が予想される。（設備によっては高額な維持管理費が発生するが、その費用を請求できるかどうか。また未納者対策が必要となる。）
	京都府南丹市	浄化槽使用料は法的根拠がなく自力執行できない債権であり、徴収上回収が困難。
情報	奈良県田原本町	導入に関するノウハウがない
人材	山梨県都留市	専門的な知識、技術等を有した人材の不足
	島根県益田市	市町村設置の場合、発注者が市となるため工事の設計積算監督を担うこととなり、人的対応並びに人件費が嵩む。また、料金の徴収方法を水道メーターの検針に基づき行う場合には、料金徴収に係る事務が発生したり、滞納者については滞納処理業務等が発生したりと業務が増大する。
ステークホルダー	兵庫県宍粟市	市町村合併当時の各町の区域差が大きいため。合併当時、各町の集合処理区域・個別処理区域の設定に大きな差があり、管理体制もそれぞれ異なっていた。相当な基数があるので、これを市町村設置型に統一するには時間がかかり、困難である。 ③ 管理組合で集合管理 / ②協議会を設置し集団管理 ③個人設置で市が管理 / ④個人管理
	島根県益田市	浄化槽の維持管理を行える業者は、浄化槽の保守点検については県知事の登録が必要であり、浄化槽の清掃等は市町村の許可、汚泥の搬出にあたっては市町村から一般廃棄物収集運搬業者の許可が必要となるが、特殊な業種であり他事業者の参入が非常に困難である。
公平感に対する配慮	茨城県北茨城市	市内全域に個人設置の浄化槽が点在しており、市町村整備の対象とした方と近隣浄化槽設置者との不公平感が生じる可能性があるため。
	熊本県阿蘇市	個人設置型が先行しており、市町村設置型と混在すると維持管理に不公平感が生じ、住民の同意・理解が受けにくい。ため。
人口減少	奈良県天川村	28 年度より市町村設置型は終了しており、その理由として浄化槽普及率 70%以下は申請件数 10 件をクリアしなければならないため、高齢化等により今後 10 件を満たすことができないため、市町村設置型を継続したくてもできない状況である。

注釈） グレーの網掛けは平成 31 年度調査においても同じ回答を行っていた市町村の回答を示す。

その他の回答内容には、導入予定であるとの回答や、市町村設置型事業を廃止した理由についての回答もみられた。

- 導入予定：青森県五戸町、埼玉県小川町（ともに令和 3 年度実施予定）
- 市町村設置型の事業を廃止：
 - 過去に実施していたが、設置工事費の市の負担が大き。浄化槽施設の維持管理の費用が市の財政に負担になる。（茨城県小美玉市）

1.4 調査の進捗管理

公表時期を遵守するよう業務の進捗について管理を行った。また、環境省担当官や調査対象者等と適宜調整を行い、都道府県から期日通りの回答が得られないなど、進捗等に支障をきたした場合は速やかに環境省担当官へ報告を行った。

1.5 過年度調査結果との比較分析

本調査業務では、過年度調査結果との比較分析並びに集計表内における内訳と合計値の整合及び表間での値の整合といった整合性チェックを行った。

1.5.1 過年度比較チェックの基準

過年度比較チェックも、自動化ツールと視認の2手段で実施した。設問ごとのチェック基準（基準値）及び確認方法を、以降の表で示す。また、各設問の基準値一覧も掲載した。

表 1-11 過年度比較チェック基準

No.	調査項目	確認方法	基準（基準値）
1.	浄化槽行政組織	視認	各項目の内容変更 行政組織数の増減（1以上）
2.	浄化槽行政担当職員数	視認	5人以上の増減
3.	浄化槽新設基数	自動	100基以上（10%以上）の増減
4.	浄化槽設置基数		
	(1) 処理方式別浄化槽全設置基数 (旧構造基準のもの)	自動	増加：1基以上 減少：表 1-12 記載
	(2) 人槽区分別浄化槽全設置基数 (旧構造基準のもの)	自動	増加：1基以上 減少：表 1-13 記載
	(3) 処理方式別浄化槽全設置基数 (新構造基準のもの)	自動	単独処理浄化槽の増加：1基以上 上記以外の増減：表 1-14、表 1-15、表 1-16 記載
	(4) 人槽区分別浄化槽全設置基数 (新構造基準のもの)	自動	表 1-17 記載
	(5) 処理方式別浄化槽全設置基数	自動	表 1-18 記載
	(6) 人槽区分別浄化槽全設置基数	自動	表 1-19 記載
	(7) 建築用途別浄化槽全設置基数	自動	表 1-20 記載
5.	浄化槽廃止基数	自動	100基以上（10%以上）の増減
6.	行政処分等の件数及び根拠		
	(1) 行政処分等の件数	自動	表 1-21、表 1-22、 表 1-23 記載
	(2) 行政処分等を行った根拠	自動	表 1-24、表 1-25 記載
7.	浄化槽関係業者数	自動 視認	表 1-26、表 1-27 記載 ・技術管理者の設置義務対象浄化槽数及び 設置浄化槽数については、前年度数値入 力あったが今年度0の場合疑義の対象
8.	浄化槽法第7条検査関係		
	(1) 浄化槽法第7条検査結果	自動	・検査対象件数：10%以上減少

No.	調査項目	確認方法	基準（基準値）
			<ul style="list-style-type: none"> ・実施数：10%以上減少 ・受検率：前年度との比率差が 5pt 以上減少 ・検査結果： <ul style="list-style-type: none"> 「適正」「やや適正」の増加：10pt 以上 「適正」「やや適正」の減少：5pt 以上 「不適正」：5pt 以上の増減
	(2) 不適正の内容と件数（7 条検査）	自動	500 以上の増減
9.	浄化槽法第 11 条検査関係		
	(1) 浄化槽法第 11 条検査結果	自動	8 (1) の基準値と同じ
	(2) 不適正の内容と件数（11 条検査）	自動	500 以上の増減
10.	浄化槽法第 7 条及び第 11 条検査における BOD 検査結果	自動	<ul style="list-style-type: none"> ・BOD30 や 60 の検査結果が 500 以上増加 ・BOD20 の検査結果が 500 以上減少
11.	指定検査機関関係		
	(1) 指定検査機関の検査体制	視認	10 人以上の増減
	(3) BOD 検査導入状況一覧	視認	内容変更
	(4) 効率化検査導入状況一覧	視認	内容変更
12.	浄化槽設置整備事業の実施状況	自動	市町村名の追加削除
13.	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	視認	補助有無の差異、内容変更
14.	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況	自動	市町村名の追加削除
15.	浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	視認	補助有無の差異、内容変更
16.	国庫助成による浄化槽整備実績	自動	表 1-28 記載
17.	既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況		
	(1) 都道府県	視認	補助有無の相違、その他項目の内容変更
	(2) 市町村	視認	市町村名の追加削除
18.	国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の把握について	自動	当年度調査における把握状況と、対照年度（H28 年度）の事業実施状況の不一致
19.	浄化槽台帳の整備状況		
	(1) 都道府県	視認	台帳有無の相違、その他内容変更
	(2) 市町村	視認	<ul style="list-style-type: none"> ・「台帳の管理媒体」以外の項目：2 桁以上の増減 ・「台帳の管理媒体」： <ul style="list-style-type: none"> * Microsoft Excel 等の表計算ソフトを利用している市町村数の減少 * 専用システムを利用している市町村数の減少 * GIS 採用市町村数の減少
20.	地方公共団体が所有する浄化槽の状況		
	(1) 地方公共団体が所有する浄化槽の基数	自動	単独処理浄化槽の増加：1 基以上 上記以外：表 1-29 記載
	(2) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途	自動	1 基以上の増加
	(3) 地方公共団体が所有する単独処理浄	自動	1 基以上の増加

No.	調査項目	確認方法	基準（基準値）
	化槽の人槽区分		
21.	法定協議会の整備状況	-	※今年度からの新規設問
22.	一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況		
	(1) 一括契約の推進に向けた取組状況	視認	取り組んでいる自治体の追加削除
	(2) 一括契約の概要（参考事例）	視認	内容変更の有無
23.	放流水域に対する規制について		
	(1) 規制の概要	視認	「都道府県による規制の有無」の変更
	(2) ①公共用水域に放流する場合の規制の詳細	視認	・自治体名の追加削除 ・根拠条例等の名称、内容変更
	(2) ②農業用水路に放流する場合の規制の詳細	視認	・自治体名の追加削除 ・根拠条例等の名称、内容変更
	(2) ③道路側溝に放流する場合の規制の詳細	視認	・自治体名の追加削除 ・根拠条例等の名称、内容変更
	(2) ④その他水域に放流する場合の規制の詳細	視認	・自治体名の追加削除 ・根拠条例等の名称、内容変更
24.	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況		
	(1) 浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体	視認	自治体名の追加削除
	(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況	視認	自治体名の追加削除、内容変更
25.	NPO 等との連携の状況	視認	連携有無の相違、その他内容変更
26.	浄化槽処理促進区域の指定状況	-	※今年度からの新規設問
27.	浄化槽管理士に対する研修機会の確保	-	※今年度からの新規設問

注) 調査項目は集計表の目次に従う。また、確認方法に記載した「自動」は自動化ツールを指す。

表 1-12 4(1)の基準値（処理方式別浄化槽全設置基数（旧構造基準））

処理方式	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽				合計
	腐敗型	ばっ気型	その他	小計	散水ろ床	活性汚泥	その他	小計	
基準値	1,000	2,500	1,000	4,000	50	100	200	300	3,500

表 1-13 4(2)の基準値（人槽区分別浄化槽全設置基数（旧構造基準））

人槽区分	5～20	21～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合計
基準値	3,000	500	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	3,500

表 1-14 4(3)の基準値 1（処理方式別浄化槽全設置基数（新構造基準））

処理方式	単独処理浄化槽				
	分離接触ばっ気	分離ばっ気	散水ろ床	その他	小計
基準値	4,000	1,500	50	1,000	5,000

表 1-15 4(3)の基準値 2（処理方式別浄化槽全設置基数（新構造基準））

処理方式	構造例示型													
	分離接触ばっ気	嫌気ろ床接触ばっ気	脱窒ろ床接触ばっ気	回転板接触	接触ばっ気	散水ろ床	長時間ばっ気	標準活性汚泥	接触ばっ気・砂ろ過	凝集分離	接触ばっ気・活性炭	凝集分離・活性炭	硝化液循環	三次処理脱窒・脱磷
基準値	500	1,000	50	50	400	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-16 4(3)の基準値 3（処理方式別浄化槽全設置基数（新構造基準））

処理方式	合併処理浄化槽						新構造基準浄化槽 合計
	計	大臣認定型			その他 ※推定値	小計	
		うち窒素又は燐除 去型高度処理	うち窒素及び燐除 去型高度処理	うち BOD 除去型 高度処理			
基準値	6,000	5,500	100	100	500	5,000	5,500

表 1-17 4(4)の基準値（人槽区分別浄化槽全設置基数（新構造基準））

人槽区分	5～20	21～50	51～100	101～ 200	201～ 300	301～ 500	501～ 1,000	1,001～ 2,000	2,001～ 3,000	3,001～ 4,000	4,001～ 5,000	5,001～ 10,000	10,001～	合計
都道府県	5,000	1,000	200	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50	5,500

表 1-18 4(5)の基準値（処理方式別浄化槽全設置基数）

	単独処理浄化槽 小計	合併処理浄化槽 小計	合計
基準値	8,000	5,000	6,500

表 1-19 4(6)の基準値（人槽区分別浄化槽全設置基数）

人槽区分	5～20	21～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～ 2,000	2,001～ 3,000	3,001～ 4,000	4,001～ 5,000	5,001～ 10,000	10,001～
基準値	6,000	1,000	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-20 4(7)の基準値（建築用途別浄化槽設置基数）

建築用途	集会場施設 関係	住宅施設関係		宿泊施設 関係	医療施設 関係	店舗関係	娯楽施設 関係	駐車場関係	学校施設 関係	事務所関係	作業場関係	その他
		大家又は 設置者管理	入居者管理									
基準値	200	4000	1000	50	50	200	50	50	50	200	200	1500

表 1-21 6(1)1)の基準値（行政処分の件数 浄化槽法第5条、第12条関係）

基準値	法第5条 第2項 改善勧告	浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項							
		助言・指導					勧告					改善命令				使用停 止命令			
		設置者	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃業 者	技術管 理者	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守点 検業者	管理士		清掃 業者	技術 管理者	管理者
都道府県	50	1,000	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
保健所設置市等	50	500	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-22 6(1)2)の基準値（行政処分の件数 浄化槽法第7条の2、第12条の2関係）

基準値	管理者					
	浄化槽法第7条の2			浄化槽法第12条の2		
	指導・助言	勧告	改善命令	指導・助言	勧告	改善命令
都道府県	500	50	50	5,500	50	50
保健所設置市等	50	50	50	1,000	50	50

表 1-23 6(1)3)の基準値（行政処分の件数 浄化槽法第 53 条又は条例関係）

基準値	浄化槽法第 53 条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関
都道府県	200	100	50	50	50	1000	100	50	50	50
保健所設置市等	50	50	50	50	50	100	50	50	50	50

表 1-24 6(2)の基準値 1（行政処分を行った根拠）

基準値	浄化槽法第 12 条第 1 項						浄化槽法第 12 条第 2 項					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令
都道府県	500	50	50	50	400	50	50	50	50	50	50	50
保健所設置市等	500	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-25 6(2)の基準値 2（行政処分を行った根拠）

基準値	浄化槽法第 53 条又は条例関係					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査
都道府県	200	100	50	200	200	500
保健所設置市等	50	50	50	50	50	200

表 1-26 7の基準値1（浄化槽関係業者数）

基準値	保守点検業				浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業	
	総登録件数	内訳			浄化槽法第35条許可業者	うち廃掃法第7条に基づく許可業者	うち廃掃法第6条の2に基づく委託業者	廃掃法第7条に基づく許可業者	廃掃法第6条の2に基づく委託業者
		保守点検 専業	清掃業 と兼業	その他の業 と兼業					
都道府県	50	50	50	50	50	50	50	50	50
保健所設置市等	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-27 7の基準値2（浄化槽関係業者数）

基準値	浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士
	総数	内訳				設置義務対象 浄化槽基数	設置浄化槽 基数	管理士 登録人数
		うち浄化槽法に 基づく工事業者	うち 土木工事業者	うち 建築工事業者	うち 管工事業者			
都道府県	100	50	100	50	100	100	100	100
保健所設置市等	—	—	—	—	—	50	50	50

表 1-28 16の基準値（国庫助成による浄化槽整備実績）

基準値	国庫助成による新設基数						
	400	市町村設置型			個人設置型		
		50	うち単独転換		500	うち単独転換	
			50	うち撤去費助成あり		100	うち撤去費助成あり

表 1-29 20 の基準値（地方公共団体が所有する浄化槽の状況）

	全浄化槽(基)		合併処理浄化槽(基)		単独処理浄化槽(基)	
		うち防災拠点		うち防災拠点		うち防災拠点
基準値	1,000	100	1,000	50	200	50

1.5.2 整合性チェックの基準

整合性チェックは、自動化ツールと視認（及び調査票上で計算）の2手段で実施した。

自動化ツールによるチェック基準は、過年度と同じ調査項目については内容を精査し、一部更新した。新規設問に関しては新規に基準を追加した。

以下に視認によるチェック基準と、自動化ツールのチェック基準（今年度更新・追加）を順に記す。

表 1-30 整合性チェック基準（視認）

No.	設問	エラー基準
1	浄化槽行政組織	【保健所設置市】 ・誤字脱字や、明らかな桁不足、不記載（課、係、FAXの空欄は不問）
5	浄化槽廃止基数	【都道府県】 ・「その他」の数値が0以上のとき、「その他の具体的な内容」に数字や記号のみ記載
6	行政処分等の件数及び根拠	【保健所設置市】 ・行政処分等の件数合計と根拠数合計が不一致
7	浄化槽関係業者数	項目：技術管理者 ・都道府県調査票の「設置義務対象浄化槽数」から保健所設置市の「設置義務対象浄化槽数」合計を除いた数値が、4(2)記載の501人槽以上浄化槽基数と不一致 ・都道府県調査票の「設置義務対象浄化槽数」が、保健所設置市の「設置義務対象浄化槽数」合計より小さい
11	指定検査機関関係	①「別紙記載」などの文言が有るが、別紙や記載がない ②③単位が回答欄に記入されている ⑤「平成30年度実績」-「効率化検査基数」の数値が昨年度調査票と同じ 【同一都道府県内に指定検査機関が複数ある場合】 ・調査票①～⑤に空欄がある
12	浄化槽設置整備事業の実施状況	「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が不一致
14	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況	「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が不一致
17	既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況	
	(2) 市町村における補助制度の概要	・「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が不一致（※集計表で確認） ・「制度の有無」が「無し」だが後続の設問に回答がある場合は内容確認
18	国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の把握について	
	(1) 浄化槽(国庫助成実施)法定検査実施状況の把握について	「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が不一致
	(2) 浄化槽(国庫助成設置)の7条	各市町村の設置基数の前年度比較

No.	設問		エラー基準
		検査実施の把握状況	
	(3)	浄化槽（国庫助成設置）の11条検査実施の把握状況	各市町村の設置基数の前年度比較
19		浄化槽台帳の整備状況	
	(1)	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・「更新予定の有無」が「有り」、かつ「更新予定時期の目安」を「有り」「無し」で回答の場合 ・「更新予定の有無」が「無し」かつ「更新予定時期の目安」が「有り」の場合
20		地方公共団体が所有する浄化槽の状況	
	(1)	地方公共団体が所有する浄化槽の基数（地方公共団体別）	「単独処理浄化槽」基数（及び「うち防災拠点に設置」基数）が、(2)と不一致
22		一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況	
	(1)	一括契約の推進に向けた取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が不一致 ・(1)記載の市町村名が(2)記載の市町村名と不一致
23		放流水域に対する規制について	
	(1)	規制の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「自治体名」欄の自治体数と「自治体数」の数値が不一致 ・(1)記載の自治体名が(2)記載の自治体名と不一致
24		浄化槽の休止に関する取り扱いの状況	
	(1)	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が不一致 ・(1)記載の市町村名が(2)記載の市町村名と不一致
25	(1)	NPO等による環境保全活動や環境教育活動等と連携し、浄化槽の普及や適正な維持管理の推進に資する取組を行っている地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)記載の地方公共団体名が、(2)記載の地方公共団体名と不一致 ・団体名を記載する欄における団体数と、「団体数」欄の数値が不一致

注1) 設問は都道府県調査票に従う。

表 1-31 自動化ツールの整合性チェック基準（全調査票共通）

シート	エラー判定欄	エラー基準
4 (1) ②	設置基数（新構造基準）	斜線部に入力がある
5	「その他の具体的な内容（代表的なもの）」	「その他」欄に1以上の数値が記入されている場合、空欄不可
6	「①指導・助言」における「行政処分等の件数」合計 ※「②勧告」、「③改善命令等」、「④使用停止命令」、「⑤報告の徴収」、「⑥立入検査」においても同様	エラー判定欄の数値が、同行の「行政処分の根拠」数合計と不一致
8 (1)	「不適正」「全数」の数値	エラー判定欄の数値が、「8 (2)、9 (2)」シートの「不適正の主な原因」の①「7条」「単独」と「合併」②「7条」「単独」と「合併」の合計より大きい
9 (1)	「不適正」「全数」の数値	エラー判定欄の数値が、「8 (2)、9 (2)」シートの「不適正の主な原因」の①「11条」「単独」と「合併」②「11条」「単独」と「合併」の合計より大きい
16	「令和元年度設置（新設）の全浄化槽について」―「国庫助成による設置基数」	エラー判定欄の数値が、「循環型社会形成推進交付金による新設基数」、「地方創生汚水処理施設整備推進交付金による新設基数」、「東日本大震災復興交付金による新設基数」の合計と不一致
18 (2)、(3) (都道府県集計用)	「(1) 記載検査把握状況」	「(1) 記載 H28 年度事業実施状況」が「1基以上設置」ではなく、かつエラー判定欄に「把握している」と表示
	「(2) (3) による判定」	「(1) 記載 H28 年度事業実施状況」が「未実施」であるが、エラー判定欄に入力あり
	「(2) (3) による判定」	「(1) 記載検査把握状況」が「把握している」だが、エラー判定欄に「把握していない」と表示あり
18 (2)、(3) (都道府県集計用)	「(2) (3) による判定」	「(1) 記載検査把握状況」が「把握していない」だが、エラー判定欄に「把握している」と表示有り
19 (市町村)	「台帳で管理している項目」、「台帳情報の精査状況」、「台帳の管理媒体」、「法改正に基づく浄化槽台帳の更新」	「市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無」が「無し」の場合、エラー判定欄は入力不可

シート	エラー判定欄	エラー基準
	「その他の精査手法による更新方法の詳細」	「その他の精査手法による更新方法の有無」が「有り」ではない場合、エラー判定欄は記入不可
	「検討内容の詳細」	「管理媒体の変更を検討中」が「○」ではない場合、エラー判定欄は入力不可
	「法改正に基づく浄化槽台帳の更新」 - 「更新予定の有無」	「市町村が作成・管理する浄化槽台帳の有無」が「有り」の場合、エラー判定欄は空欄不可 ※浄化槽台帳の作成・管理の権限移譲を受けていない市町村は回答不要
	「法改正に基づく浄化槽台帳の更新」 - 「更新予定時期の目安」	「更新予定の有無」が「有り」の場合、エラー判定欄は空欄不可
	「法改正に基づく浄化槽台帳の更新」 - 「更新予定時期の目安」	「更新予定の有無」が「有り」以外の場合、記入不可
21	「協議会名」、「協議会の目的」、「構成員」、「活動内容」、「活動内容の詳細、メリット等」、「法定協議会の有無」	「法定協議会の有無」が「有り」の場合、エラー判定欄は空欄不可 「法定協議会の有無」が「無し」の場合、エラー判定欄は記入不可
26	「浄化槽処理促進区域内の整備事業」	「浄化槽処理促進区域の指定状況」が「指定済み」の場合、エラー判定欄は空欄不可 「浄化槽処理促進区域の指定状況」が「指定済み」ではない場合、エラー判定欄は記入不可

表 1-32 自動化ツールの整合性チェック基準（都道府県調査票）

シート	エラー判定欄	エラー基準
17 (2)	「制度の有無」	市町村名が記入されている場合、空欄不可
18 (2)、(3) (都道府県集計用)	18.(2)「個人設置型」－「把握基数」	「受検状況の把握」において、「全基について把握」又は「一部について把握」に「○」がある場合、空欄不可
	18.(2)「個人設置型」－「受検基数」	
	18.(2)「市町村設置型」－「把握基数」	
	18.(2)「市町村設置型」－「受検基数」	
	18.(3)「個人設置型」－「把握基数」	
	18.(3)「個人設置型」－「受検基数」	
	18.(3)「市町村設置型」－「把握基数」	
	18.(3)「市町村設置型」－「受検基数」	
	「総合判定」	空欄不可（エラー判定欄が「FALSE」）

シート	エラー判定欄	エラー基準
	「(1) 記載検査把握状況」	「(1) 記載 H28 年度事業実施状況」が「1 基以上設置」の場合、空欄不可
19 (都道府県)	「法改正に基づく浄化槽台帳の更新」 - 「更新予定の有無」	「浄化槽台帳の有無」が「有り」の場合、エラー判定欄は空欄不可
	「法改正に基づく浄化槽台帳の更新」 - 「更新予定時期の目安」	「更新予定の有無」が「有り」の場合、エラー判定欄は空欄不可
20 (1)	「全浄化槽 (基)」	エラー判定欄の数値が、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の合計と不一致
	「全浄化槽 (基)」 - 「うち防災拠点の基数」	エラー判定欄の数値が、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の「うち防災拠点」基数の合計と不一致
	「単独処理浄化槽」合計	エラー判定欄の数値が、20(2)の単独処理浄化槽基数合計と不一致
	「単独処理浄化槽」 - 「うち防災拠点の基数」合計	エラー判定欄の数値が、20(2)の「うち防災拠点の基数」合計と不一致
21	「法定協議会の有無」	「地方公共団体名」が空欄ではない場合、エラー判定欄は空欄不可
26	「浄化槽処理促進区域の指定状況」	「市町村名」が空欄ではない場合、エラー判定欄は空欄不可
27	「条例の規定状況」	空欄不可
	「研修の実施にあたっての他機関との連携」 - 「連携の有無」	「条例の規定状況」が「規定済み」の場合、エラー判定欄は空欄不可
	「研修の実施にあたっての他機関との連携」 - 「連携機関名」	「連携の有無」が「有り」の場合、エラー判定欄は空欄不可
		「連携の有無」が「無し」の場合、エラー判定欄は記入不可
	「研修の内容」	「条例の規定状況」が「規定済み」の場合、エラー判定欄の全空欄は不可 (少なくとも 1 項目選択必要)
		「条例の規定状況」が「規定済み」ではない場合、記入不可
	「研修の内容」 - 「その他」 - 「その他の内容」	「研修の内容」で「その他」を選択した場合、エラー判定欄は空欄不可
「研修頻度」	「条例の規定状況」が「規定済み」の場合、エラー判定欄は空欄不可	

表 1-33 自動化ツールの整合性チェック基準 (都道府県調査票以外)

シート	エラー判定欄	エラー基準
21	「法定協議会の有無」	空欄不可
26	「浄化槽処理促進区域の指定状況」	空欄不可

1.6 次年度調査に向けた検討

1.6.1 次年度の調査概要

業務委託期間を4月から翌年3月までと仮定して、以下に各調査の調査概要を示す。

1.6.2 調査票の作成・チェック

(1) 調査票の作成

過年度調査票を基に、年度の更新（令和2年3月末→令和3年3月末など）を行う。

(2) 集計表フォーマットの作成、公表資料の作成

集計表フォーマットは過年度集計表を基に作成する。また、集計値を基に公表資料を作成するため、その作成支援ツールの設計、構築を行う。

なお、支援ツールにおいては資料内における数値の不整合がないか、前年度（平成31年度）公表資料との突合を行い値の大幅な乖離がないかを確認する設計とする。乖離のある項目や疑義がある場合には関係者に対し照会を行い、修正調査票を基に再集計し公表資料を作成する。

(3) 調査項目の変更、精査

浄化槽の指導普及に関する調査について、その円滑化に資する調査項目別改善策を下表に示す。なお、表中の斜字体は既に対策を講じた改善策である。

表 1-34 円滑化に資する調査項目別改善策

No.	項目	改善策
1	浄化槽行政組織	無記載の場合のエラー表示
2	浄化槽行政担当職員数	数値大小関係のセルフチェック（職員数<指導員数、等）
3	浄化槽新設基数	数値大小関係のセルフチェック（新設基数<設置基数）
4	浄化槽設置基数	
	(1) 設置基数（旧構造）	数値大小関係のセルフチェック（記載値>過年度値）
	(1) 設置基数（新構造）	集計値エラーチェック
	(2) 設置基数（建築用途別）	数値大小関係のセルフチェック（倍以上の乖離）
5	浄化槽廃止基数	数値大小関係のセルフチェック（廃止基数>設置基数）
6	行政処分等の件数及び根拠	過年度値との乖離チェック（倍以上の乖離）
		● 調査票改修 保健所設置市を除外した数値を入力する旨、説明を付記する。
7	浄化槽関係業者数	● 調査票の改修
		・「技術管理者」の「設置義務対象浄化槽数」回答欄の式を削除する。 ・東京都用の調査票を別途設け、特別区内の浄化槽関係業者数の回答欄を設ける。
8	浄化槽法第7条検査関係	
	(1) 浄化槽法第7条検査結果	過年度値との乖離チェック（10%以上の低下）

No.	項目		改善策
	(1)	検査対象基数算出	数値大小関係のセルフチェック (対象基数<実施基数)
	(2)	不適正基数	数値大小関係のセルフチェック (不適正基数<対象基数)
9	浄化槽法第 11 条検査関係		
	(1)	浄化槽法第 11 条検査結果	過年度値との乖離チェック (10%以上の低下)
	(1)	検査対象基数算出	数値大小関係のセルフチェック (対象基数<実施基数)
	(2)	不適正基数	数値大小関係のセルフチェック (不適正基数<対象基数)
10	浄化槽法第 7 条及び第 11 条検査における BOD 検査結果		過年度値との乖離チェック (倍以上の乖離)
11	指定検査機関関係		<ul style="list-style-type: none"> ● 論理チェック (検討中で実施時期に記入あり等) ● 過年度値との乖離チェック (機関数増減)
12	浄化槽設置整備事業の実施状況		<ul style="list-style-type: none"> ● 論理チェック 整合性チェック及び過年度比較チェックの自動化
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況		過年度回答との差異チェック
14	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況		<ul style="list-style-type: none"> ● 論理チェック 整合性チェック及び過年度比較チェックの自動化
15	浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況		過年度回答との差異チェック
16	国庫助成による浄化槽整備実績		過年度値との乖離チェック (倍以上の乖離)
17	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況		
	(1)	浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(法令)	過年度回答との差異チェック
	(2)	浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(市町村)	過年度回答との差異チェック
	(3)	権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由(課題等)	過年度回答との差異チェック
18	既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況		
	(1)	都道府県	過年度回答との差異チェック
	(2)	市町村	過年度回答との差異チェック <ul style="list-style-type: none"> ● 論理チェック 過年度比較チェックの自動化
	(3)	単独処理浄化槽の処分方法	過年度回答との差異チェック
19	国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の把握について		
	(1)	把握状況	
	(2)	検査結果	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査票の改修 市町村調査票において、18 (1) の事業実施状況回答内容を「(2)、(3) (都道府県集計用)」シートに反映させる。
	(3)	検査結果	<ul style="list-style-type: none"> ● 論理チェック 整合性チェック及び過年度比較チェックの自動化
20	浄化槽台帳の整備状況		
	(1)	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査票改修 ①「台帳情報の精査状況」は4項目全て回答する必要がある旨の説明を補足する。又は該当する項目に○をつける形式に変更する。 ②「都道府県が作成・管理する浄化槽台帳」について、説明を補足する。
			<ul style="list-style-type: none"> ● 過年度回答との差異チェック ● 論理チェック (2) 記載の市町村名との照合)

No.	項目		改善策
	(2)	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査票改修 ①「台帳情報の精査状況」は4項目全て回答する必要がある旨の説明を補足する。又は該当する項目に○をつける形式に変更する。） ②「都道府県が作成・管理する浄化槽台帳」について、説明を補足する。 ● 過年度回答との差異チェック ● 論理チェック（(1)記載の市町村名との照合）
21	維持管理組織の整備状況		
	(1)	維持管理組織を有する市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 過年度回答との差異チェック ● 論理チェック（(2)記載の市町村名との照合）
	(2)	維持管理組織の概要（参考事例）	<ul style="list-style-type: none"> ● 過年度回答との差異チェック ● 論理チェック（(1)記載の市町村名との照合） ● 調査票の改修 回答欄をシート1枚にまとめる（(1)シートを廃止）
22	一括契約の実施状況		
	(1)	一括契約の推進に積極的に取り組んでいる自治体	<ul style="list-style-type: none"> ● 過年度回答との差異チェック ● 論理チェック（(2)記載の市町村名との照合）
	(2)	一括契約の概要（参考事例）	<ul style="list-style-type: none"> ● 過年度回答との差異チェック ● 論理チェック（(1)記載の市町村名との照合） ● 調査票の改修 回答欄をシート1枚にまとめる（(1)シートを廃止）
23	放流水域に対する規制について		
	(1)	規制の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 過年度回答との差異チェック ● 論理チェック（(2)記載の市町村名との照合） ● 調査票に過年度報告書のURL添付（参照用）
	(2)	規制の詳細 ①～④	<ul style="list-style-type: none"> ● 過年度回答との差異チェック ● 論理チェック（(1)記載の市町村名との照合） ● 調査票に過年度報告書のURL添付（参照用）
24	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況		
	(1)	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体	<ul style="list-style-type: none"> ● 過年度回答との差異チェック ● 論理チェック（(2)記載の市町村名との照合）
	(2)	浄化槽の休止に関する取り扱い状況（市町村）	<ul style="list-style-type: none"> ● 過年度回答との差異チェック ● 論理チェック（(1)記載の市町村名との照合） ● 調査票の改修 回答欄をシート1枚にまとめる（(1)シートを廃止）
25	地方公共団体が所有する浄化槽の状況		
	(1)	合併/単独別	● 過年度値との乖離チェック（倍以上の乖離）
	(2)	単独人槽別	● 過年度値との乖離チェック（倍以上の乖離）
26	法定協議会の整備状況		無記載の場合のエラー表示
27	浄化槽処理促進区域の指定状況		無記載の場合のエラー表示
28	浄化槽管理士に対する研修機会の確保		無記載の場合のエラー表示
29	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等		
	(1)	都道府県	特になし
	(2)	市町村	特になし
30	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由		特になし

No.	項目	改善策
31	本調査票について	特になし

注釈) 斜字体の改善策は実施済の改善策を示す。

1.6.3 作業進行予定表

各調査の作業進行予定表の案を作成し、環境省に対して提示を行った。令和3年度における調査項目の案を下表に示す。なお令和3年度の調査項目の決定については全体の項目数を考慮して調整を図る必要がある。

表 1-35 令和3年度における調査項目の案

No.	設問	H30	H31	R2	R3
1	浄化槽行政組織	●	●	●	●
2	浄化槽行政担当職員数	●	●	●	●
3	浄化槽新設基数	●	●	●	●
4	浄化槽設置基数	●	●	●	●
	(1) 設置基数(旧構造)	●	●	●	●
	(1) 設置基数(新構造)	●	●	●	●
	(2) 設置基数(建築用途別)	●	●	●	●
5	浄化槽廃止基数	●	●	●	●
6	行政処分等の件数及び根拠	●	●	●	●
7	浄化槽関係業者数	●	●	●	●
8	浄化槽法第7条検査関係	●	●	●	●
	(1) 浄化槽法第7条検査結果	●	●	●	●
	(1) 検査対象基数算出	●	●	●	●
	(2) 不適正基数	●	●	●	●
9	浄化槽法第11条検査関係	●	●	●	●
	(1) 浄化槽法第11条検査結果	●	●	●	●
	(1) 検査対象基数算出	●	●	●	●
	(2) 不適正基数	●	●	●	●
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果	●	●	●	●
11	指定検査機関関係	●	●	●	●
12	浄化槽設置整備事業の実施状況	●	●	●	●
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	●	●	●	●
14	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況	●	●	●	●
15	浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	●	●	●	●
16	市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況				
17	市町村単独の浄化槽整備事業に対する都道府県の補助の状況				
18	国庫助成による浄化槽整備実績	●	●	●	●
19	浄化槽設置整備事業実施の区域の別				
20	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況	●			
	(1) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(法令)	●			
	(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(市町村)	●			
	(3) 権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由(課題等)	●			
21	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況	●	●	●	●
	(1) 都道府県	●	●	●	●
	(2) 市町村	●	●	●	●
	(3) 単独処理浄化槽の処分方法	●	●	●	●
22	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況		●		●
23	国庫助成事業により実施した浄化槽の法定検査実施状況の把握について	●	●	●	●

No.	設問		H30	H31	R2	R3
	(1)	把握状況	●	●	●	●
	(2)	検査結果	●	●	●	●
	(3)	検査結果	●	●	●	●
24	浄化槽台帳の整備状況		●	●	●	●
	(1)	都道府県	●	●	●	●
	(2)	市町村	●	●	●	●
25	維持管理組織の整備状況		●			
	(1)	維持管理組織を有する市町村	●			
	(2)	維持管理組織の概要(参考事例)	●			
26	一括契約の実施状況		●		●	
	(1)	一括契約の推進に積極的に取り組んでいる自治体	●		●	
	(2)	一括契約の概要(参考事例)	●		●	
27	浄化槽管理者講習会の実施状況			●		●
28	放流水域に対する規制について		●		●	
	①	公共用水域に放流する場合	●		●	
	②	農業用水路に放流する場合	●		●	
	③	道路側溝に放流する場合	●		●	
	④	その他	●		●	
29	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況		●		●	
	(1)	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体	●		●	
	(2)	浄化槽の休止に関する取り扱い状況(市町村)	●		●	
30	地方公共団体が所有する浄化槽の状況		●	●	●	●
	(1)	合併/単独別	●	●	●	●
	(2)	単独人槽別	●	●	●	●
31	NPO等との連携の状況			●		
	(1)	取組		●		
	(2)	取組の具体的事例		●		
32	災害時等における協定締結状況			●		●
33	法定協議会の整備状況				●	●
34	浄化槽処理促進区域の指定状況				●	●
35	浄化槽管理士に対する研修機会の確保				●	
36	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等		●	●	●	
	(1)	都道府県	●	●	●	
	(2)	市町村	●	●	●	
37	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由		●	●	●	
38	本調査票について		●	●	●	

2. 浄化槽の効率的な整備・運営管理に向けた分析

下表に示す設置基数、新設基数、法定検査の受検率について分析を行った。分析結果を次頁以降（図 2-1～図 2-7、表 2-2～エラー! 参照元が見つかりません。）に示す。

表 2-1 令和元年度における都道府県別浄化槽の設置状況等

都道府県名	設置基数				新設基数		受検率 (7条検査)	受検率 (11条検査)	
	全数	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽		全数	高度処理型 割合		全数	合併処理浄化槽 のみ
			高度処理型 割合						
北海道	72,836	18,367	54,469	30.2%	1,519	70.7%	99.7%	85.4%	93.1%
青森県	111,856	67,627	44,229	5.6%	1,577	0.0%	97.8%	47.7%	79.7%
岩手県	57,841	4,220	53,621	31.5%	1,505	73.4%	100%*	91.5%	92.5%
宮城県	76,531	22,132	54,399	21.7%	1,715	46.9%	100.0%	90.7%	98.6%
秋田県	75,496	30,057	45,439	29.7%	877	84.7%	100%*	64.2%	81.9%
山形県	67,717	34,578	33,139	26.8%	652	68.9%	99.8%	76.5%	88.6%
福島県	281,409	155,761	125,648	40.6%	3,530	97.2%	86.4%	31.3%	67.5%
茨城県	248,711	88,914	159,797	38.7%	4,219	99.2%	100%*	42.8%	55.4%
栃木県	155,484	48,932	106,552	30.2%	2,408	90.3%	100.0%	73.6%	71.6%
群馬県	308,919	171,844	137,075	48.1%	4,650	98.9%	82.9%	74.8%	81.4%
埼玉県	476,727	239,522	237,205	20.8%	6,556	89.8%	93.3%	19.3%	33.2%
千葉県	578,218	320,875	257,343	34.7%	6,377	99.3%	69.4%	11.3%	23.0%
東京都	18,130	9,447	8,683	60.4%	143	97.9%	93.6%	26.7%	46.6%
神奈川県	156,622	113,662	42,960	20.3%	1,088	96.9%	71.5%	14.1%	30.4%
新潟県	188,599	131,491	57,108	28.1%	1,616	72.9%	83.5%	70.7%	80.9%
富山県	42,159	29,164	12,995	27.6%	261	95.0%	100.0%	33.4%	71.7%
石川県	51,742	29,073	22,669	33.5%	465	89.2%	100.0%	44.7%	65.4%
福井県	39,025	21,645	17,380	30.6%	287	95.1%	100.0%	49.4%	69.6%
山梨県	123,036	74,603	48,433	28.4%	1,279	98.4%	96.3%	15.7%	34.8%
長野県	84,872	13,052	71,820	9.5%	1,180	32.4%	82.4%	70.7%	78.2%
岐阜県	176,850	96,380	80,470	36.2%	1,655	98.6%	100.0%	97.0%	99.0%
静岡県	490,237	301,307	188,930	11.4%	7,238	27.1%	89.5%	22.4%	54.3%
愛知県	544,706	328,324	216,382	36.1%	8,328	47.4%	94.9%	22.7%	52.5%
三重県	224,962	102,079	122,883	30.0%	2,231	85.2%	100.0%	38.0%	52.5%
滋賀県	31,977	12,910	19,067	8.1%	235	23.4%	94.7%	46.9%	58.5%
京都府	35,477	12,376	23,101	16.3%	347	68.9%	79.0%	51.6%	66.9%
大阪府	124,629	75,783	48,846	27.2%	924	93.4%	100%*	11.1%	23.0%
兵庫県	81,751	37,139	44,612	15.1%	596	52.3%	100%*	65.3%	83.2%
奈良県	99,899	67,149	32,750	33.1%	766	97.7%	100.0%	19.3%	48.6%
和歌山県	204,645	101,272	103,373	21.9%	3,146	68.3%	100%*	36.2%	59.1%
鳥取県	26,092	14,138	11,954	30.8%	325	91.7%	83.9%	53.9%	70.5%
島根県	67,690	30,992	36,698	31.7%	1,071	97.3%	100.0%	72.8%	90.0%
岡山県	171,691	61,085	110,606	24.4%	2,663	84.5%	100.0%	88.7%	93.2%
広島県	171,445	71,941	99,504	28.2%	2,896	85.1%	100.0%	71.8%	79.9%
山口県	122,776	53,681	69,095	32.6%	1,506	99.7%	86.7%	53.8%	60.8%
徳島県	197,281	124,484	72,797	40.0%	2,512	97.3%	100.0%	59.2%	68.5%
香川県	172,668	83,794	88,874	40.5%	3,019	98.7%	100.0%	51.6%	61.8%
愛媛県	172,013	87,937	84,076	40.1%	2,063	99.4%	100.0%	37.0%	73.7%
高知県	102,583	42,465	60,118	39.7%	1,692	93.4%	93.6%	57.4%	70.6%
福岡県	180,722	44,835	135,887	17.1%	3,761	89.5%	100.0%	70.3%	80.8%
佐賀県	56,493	17,446	39,047	42.2%	1,389	82.1%	100.0%	80.2%	90.4%
長崎県	75,677	13,975	61,702	43.4%	1,946	98.6%	91.9%	88.0%	90.5%
熊本県	142,105	54,270	87,835	40.9%	2,509	92.5%	100%*	65.9%	79.3%
大分県	149,707	67,827	81,880	31.7%	2,650	44.9%	100.0%	44.2%	73.2%
宮崎県	141,254	63,999	77,255	41.6%	2,326	75.1%	100%*	55.6%	68.6%
鹿児島県	304,246	103,246	201,000	35.1%	5,793	88.0%	99.9%	34.3%	35.0%
沖縄県	87,780	55,328	32,452	35.0%	1,870	85.7%	100.0%	7.8%	19.7%
合計	7,573,286	3,751,128	3,822,158	30.6%	107,361	78.7%	94.4%	43.8%	62.2%

注 1) 高度処理型浄化槽について、一部の都道府県でデータを把握していないところがある。

注 2) *は検査対象件数が推計のため 100%超となっている場合を示す。

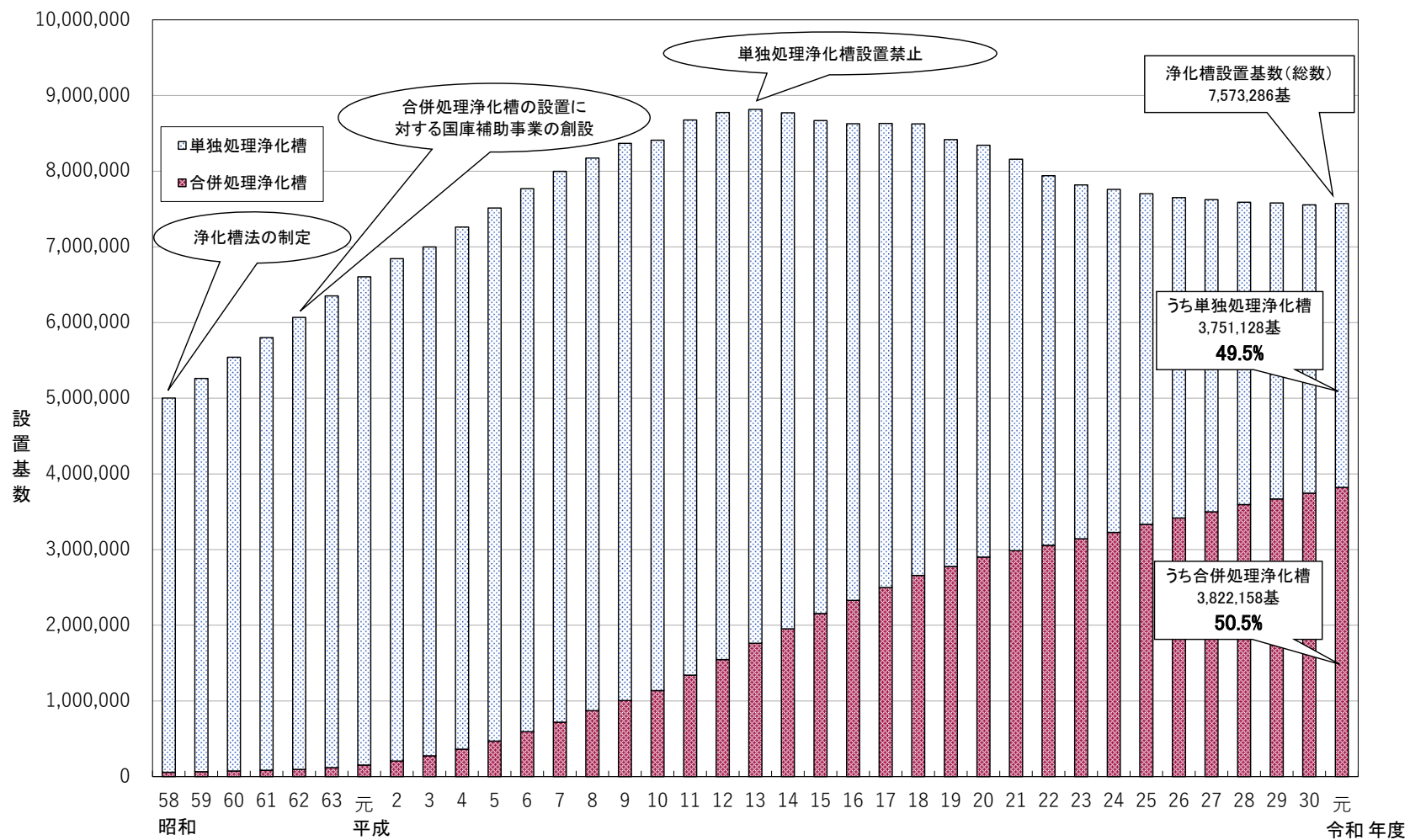
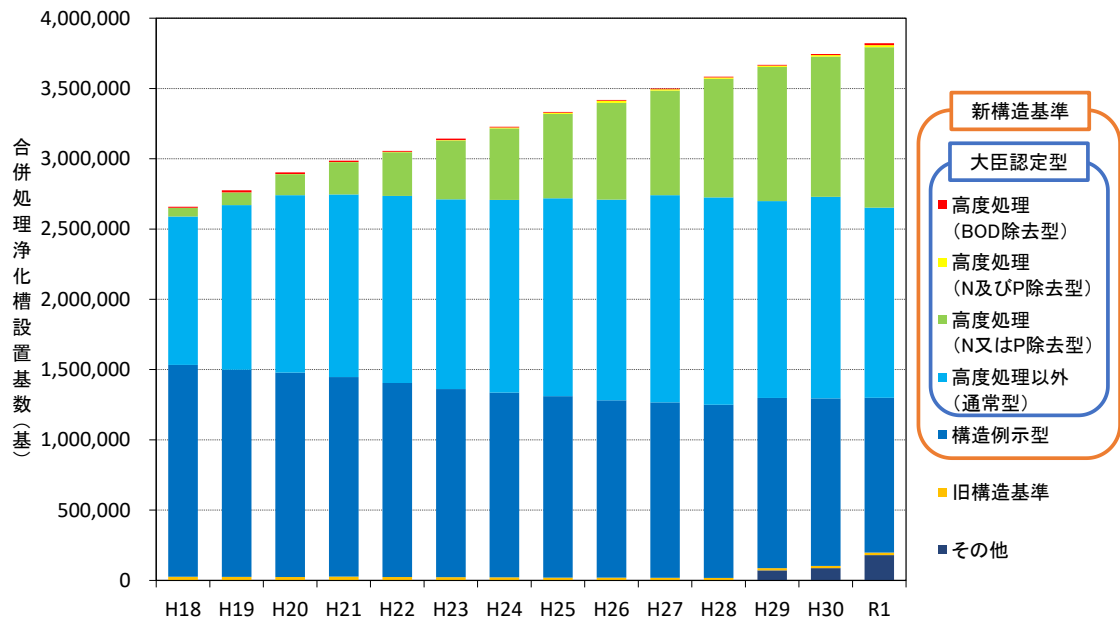


図 2-1 浄化槽の設置基数の推移



注)「その他」については平成30年度調査より区分を設けたもので、台帳上の区分の明記がなされていないもの等を示す。

図 2-2 合併処理浄化槽の設置基数の推移

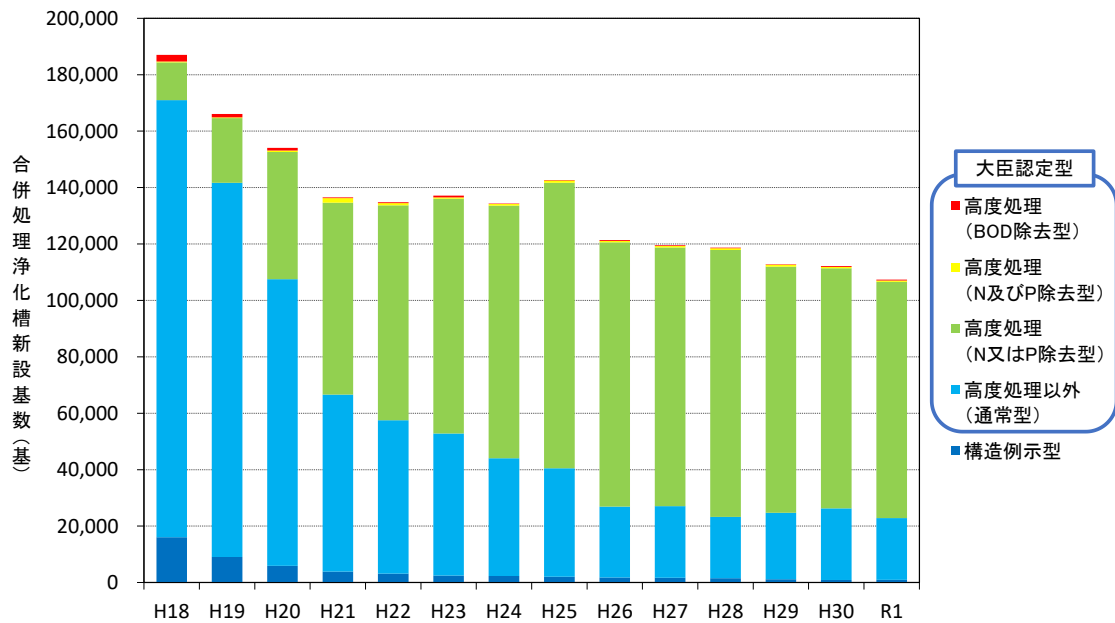


図 2-3 合併処理浄化槽の新設基数の推移

表 2-2 構造基準・人槽別浄化槽設置基数（令和元年度末）

種類		人槽												合計	21人槽以上	101人槽以上
		5~20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~			
単独処理 浄化槽	旧構造基準	764,687	113,453	10,093	2,678	1,564	204	56	9	3	0	3	0	892,750	128,063	14,610
	新構造基準	2,637,560	216,185	3,177	895	454	63	36	5	1	0	1	1	2,858,378	220,818	4,633
合併処理 浄化槽	旧構造基準	9,630	1,811	2,106	1,237	1,503	719	331	130	51	24	34	7	17,583	7,953	6,142
	新構造基準	3,531,669	203,714	35,311	14,185	10,687	4,844	2,723	853	234	146	176	33	3,804,575	272,906	69,192
合計		6,943,546	535,163	50,687	18,995	14,208	5,830	3,146	997	289	170	214	41	7,573,286	629,740	94,577

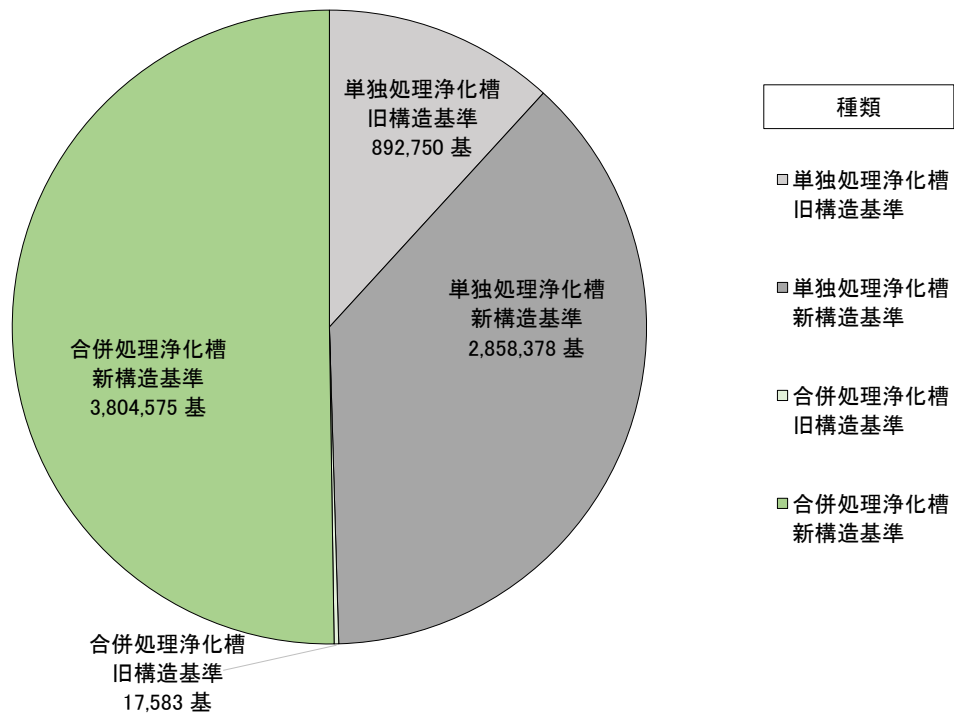
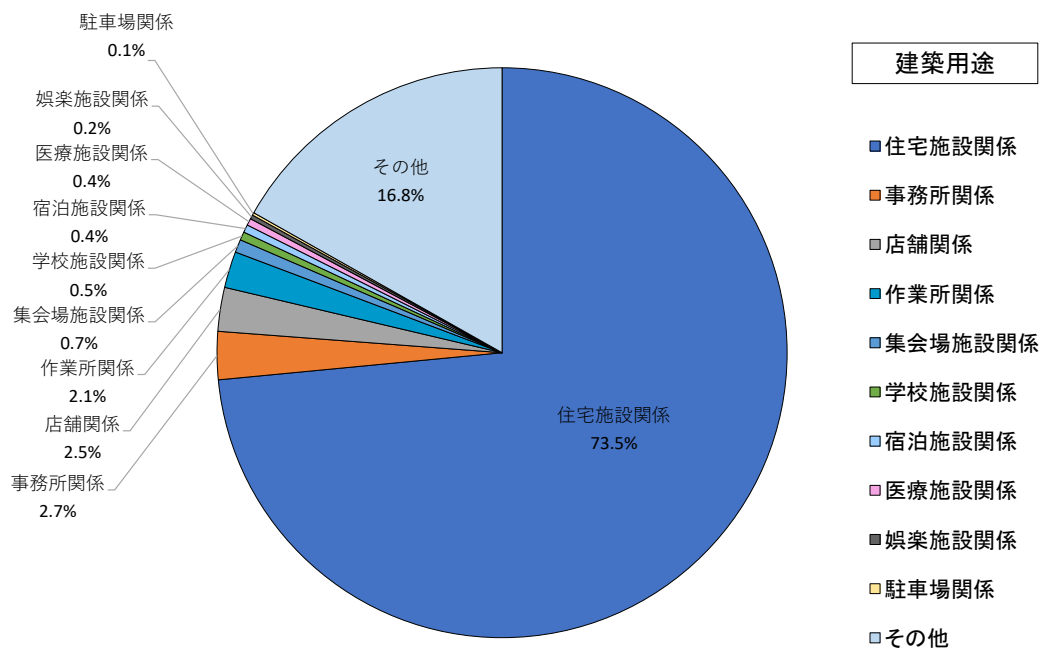


図 2-4 構造基準・人槽別浄化槽設置基数（令和元年度末）



（令和元年度末 全基数：7,573,286基）

図 2-5 建築用途別の浄化槽設置割合

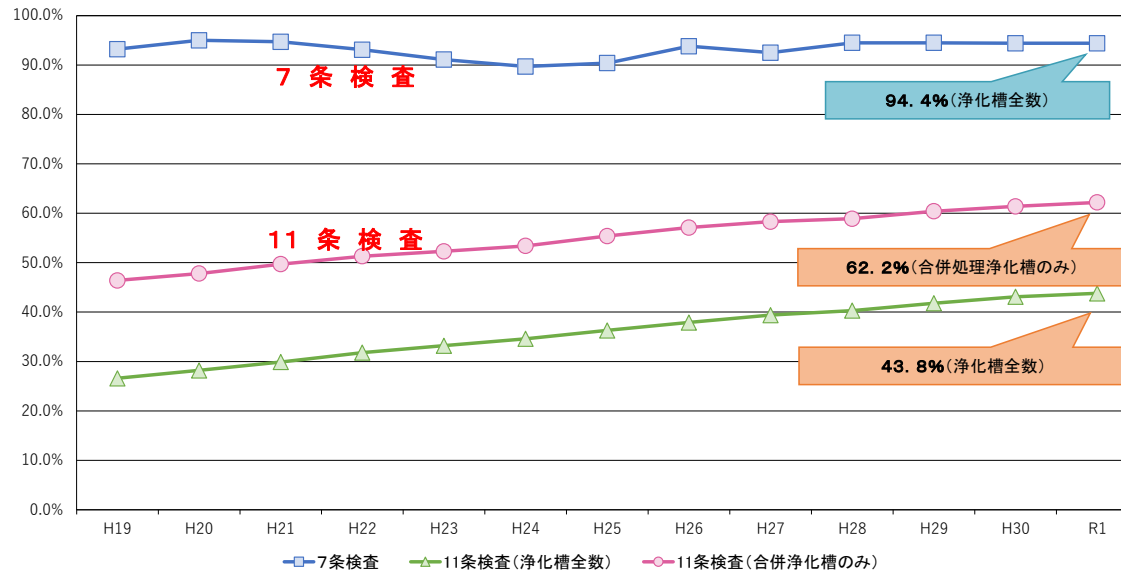


図 2-6 法定検査の受検率の推移

表 2-3 法定検査の受検率の推移

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
7条検査	浄化槽全数	93.2%	95.0%	94.7%	93.1%	91.1%	89.7%	90.4%	93.8%	92.5%	94.5%	94.5%	94.4%	94.4%
	合併処理浄化槽のみ	46.4%	47.8%	49.7%	51.3%	52.3%	53.4%	55.4%	57.1%	58.3%	58.9%	60.4%	61.4%	62.2%
11条検査	浄化槽全数	26.6%	28.2%	29.9%	31.8%	33.2%	34.6%	36.3%	37.9%	39.4%	40.3%	41.8%	43.1%	43.8%
	合併処理浄化槽のみ	46.4%	47.8%	49.7%	51.3%	52.3%	53.4%	55.4%	57.1%	58.3%	58.9%	60.4%	61.4%	62.2%

備考) 平成 26 年度調査より、受検率の算出方法を変更したため、以前の受検率についても同様の計算方法で再計算を行っている。

・平成 26 年度調査以降の計算方法 (検査対象基数を正確に把握していない都道府県に対し、適用している)

(7 条検査) 検査対象基数算定式 [検査対象基数]=[前年度新設基数]*11/24+[当該年度新設基数]*13/24

(11 条検査) 検査対象基数算定式 [検査対象基数]=[当該年度設置基数]-[前年度新設基数]*11/24-[当該年度新設基数]

表 2-4 設置基数・設置割合・新設基数・法定検査受検率の状況（令和元年度末）

●浄化槽の設置基数

浄化槽設置基数上位5都道府県		
1	千葉県	578,218
2	愛知県	544,706
3	静岡県	490,237
4	埼玉県	476,727
5	群馬県	308,919

合併槽設置基数上位5都道府県		
1	千葉県	257,343
2	埼玉県	237,205
3	愛知県	216,382
4	鹿児島県	201,000
5	静岡県	188,930

単独槽設置基数上位5都道府県		
1	愛知県	328,324
2	千葉県	320,875
3	静岡県	301,307
4	埼玉県	239,522
5	群馬県	171,844

●浄化槽の種類別設置割合

合併槽割合が高い上位5都道府県		
1	岩手県	92.7%
2	長野県	84.6%
3	長崎県	81.5%
4	福岡県	75.2%
5	北海道	74.8%

単独槽割合が高い上位5都道府県		
1	神奈川県	72.6%
2	新潟県	69.7%
3	富山県	69.2%
4	奈良県	67.2%
5	徳島県	63.1%

●浄化槽の新設設置基数

新設設置基数上位5都道府県		
1	愛知県	8,328
2	静岡県	7,238
3	埼玉県	6,556
4	千葉県	6,377
5	鹿児島県	5,793

●法定検査(第7条検査)受検率

第7条検査受検率の下位5都道府県		
1	千葉県	69.4%
2	神奈川県	71.5%
3	京都府	79.0%
4	長野県	82.4%
5	群馬県	82.9%

●法定検査(第11条検査)受検率

第11条検査受検率の上位5都道府県		
1	岐阜県	97.0%
2	岩手県	91.5%
3	宮城県	90.7%
4	岡山県	88.7%
5	長崎県	88.0%

第11条検査受検率の上位5都道府県 (合併槽)		
1	岐阜県	99.0%
2	宮城県	98.6%
3	岡山県	93.2%
4	北海道	93.1%
5	岩手県	92.5%

第11条検査受検率の上位5都道府県 (単独槽)		
1	岐阜県	95.2%
2	岡山県	81.0%
3	岩手県	79.1%
4	栃木県	77.8%
5	長崎県	77.3%

第11条検査受検率の下位5都道府県		
1	沖縄県	7.8%
2	大阪府	11.1%
3	千葉県	11.3%
4	神奈川県	14.1%
5	山梨県	15.7%

第11条検査受検率の下位5都道府県 (合併槽)		
1	沖縄県	19.7%
2	大阪府	23.0%
2	千葉県	23.0%
4	神奈川県	30.4%
5	埼玉県	33.2%

第11条検査受検率の下位5都道府県 (単独槽)		
1	沖縄県	1.3%
2	千葉県	2.2%
3	愛媛県	3.1%
4	静岡県	3.4%
5	山梨県	3.8%

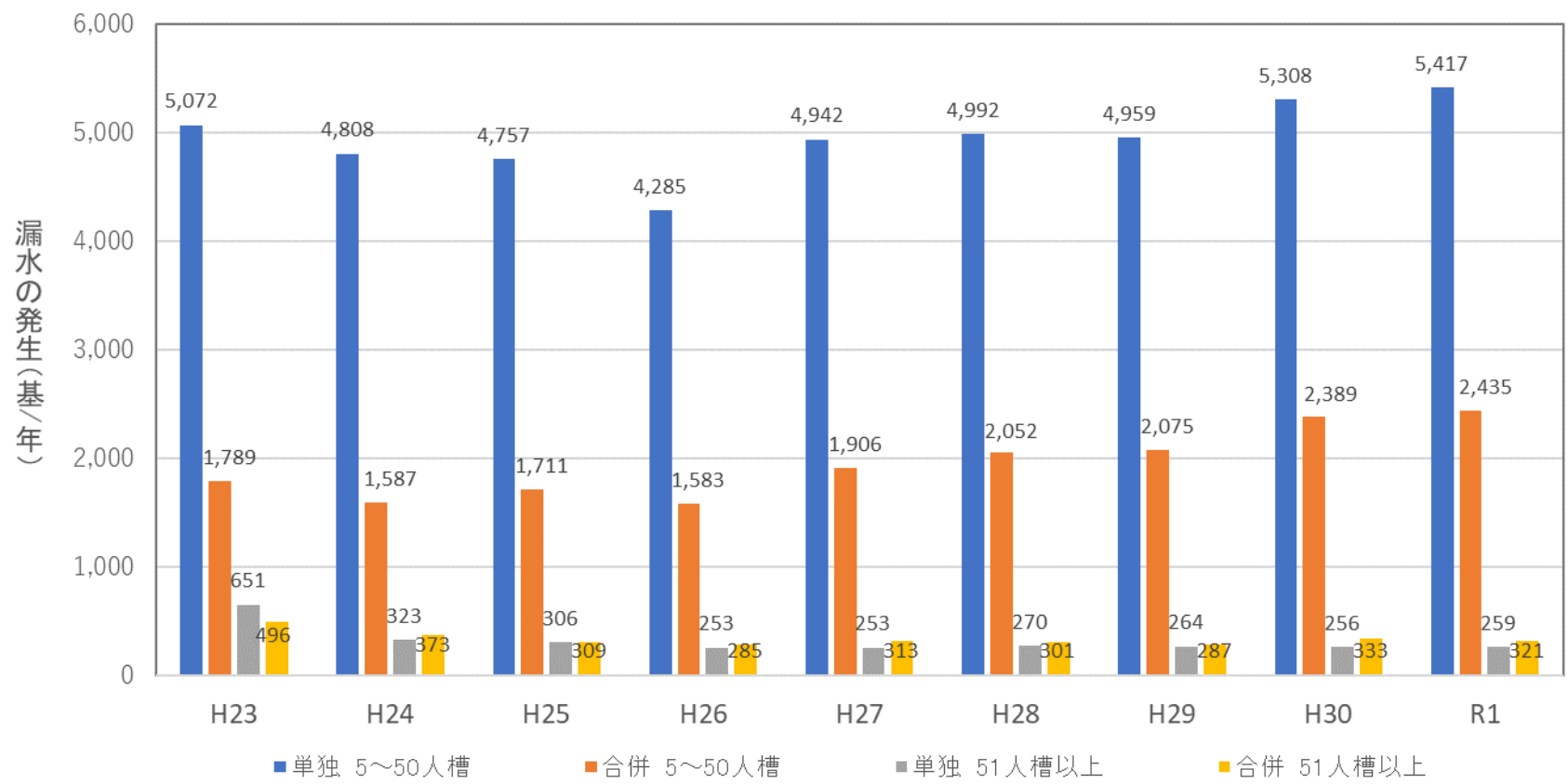


図 2-7 11 条検査不適正事項のうち、漏水の検出事例の経年推移

3. まとめと今後の課題

3.1 まとめ

全国の自治体における浄化槽に関する情報を取りまとめ、汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に向けた施策を検討するための基礎資料を作成した。

浄化槽等の普及状況等に関する調査について、調査票作成、集計、公表資料作成を行った。

浄化槽の指導普及に関する調査について、調査票作成、集計、疑義照会、公表資料作成を行った。両調査について、過年度（平成 29～31 年度の 3 年度）に実施した調査結果を用いて、各項目の推移や傾向等を分析した。過年度データと比べ、大きな差異がある等、データに疑義が生じた場合は、当該自治体に対し聞き取り調査を行い、その要因を把握した上で、調査票のデータ修正や集計表の更新を実施した。

調査実施結果に基づき、次年度の調査実施計画案と調査票案を作成した。

3.2 今後の課題

前年度までの課題に基づき、今年度調査、特に指導普及調査においては、データの正確性担保に向けた取組として、調査票に「エラーチェックマクロ」を付与して配布を行い、前年度までに比してエラーの残る状態での調査票提出件数が大幅に削減された。

また、公表までの工程については、概ね実績と当初計画とが一致しており、現状の調査内容と正確性の担保を行う上で妥当なスケジューリングが可能となっている。

一方で、今後の課題としては、①回答者負担の軽減が引き続きの課題であり、加えて②浄化槽法改正における各種対応状況の把握に向けた調査項目の作成、実施が求められる。

令和2年度汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に向けた調査業務
報告書

令和3年3月

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。